

平成18年度和歌山県人権施策基本方針関係事業

分野名	事業(施策)名	当初予算額	基本的なとりくみ	現状・課題	目標	事業実績	担当課室名
女性の人権	私立幼稚園預かり保育推進事業補助	26,250	3章 - 1 - オ -	女性の社会参加等による保育ニーズの拡大に対応するために、教育時間終了後に園児を預かる私立幼稚園に対し補助を行い、保護者及び幼稚園の経費負担の軽減を図っている。平成18年度は、44園中39園が本事業の補助対象となっている。保護者の要望がある場合は、どの私立幼稚園でも預かり保育が行われることが望ましい。	平成18年度においても、私立幼稚園の9割程度が本事業の補助対象となる預かり保育を実施するようにする。 【参考】 補助対象となる預かり保育：正規の教育時間終了後2時間以上預かることを原則として年間を通じて継続的に実施すること		総務学事課
女性の人権	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	-	3章 - 1 - エ -	職場におけるセクハラ防止に関する基本方針を策定し、苦情、相談の受付窓口を設置する。	職員のセクハラ防止に対する意識の向上を図る。		人事課
女性の人権	男女共生社会推進センター運営	14,680	2章 - 2 - (2) - ア 3章 - 1 - ウ - 3章 - 1 - エ - 3章 - 1 - ク -	実質的な男女平等を実現するために、性別による固定化した役割分担・不公平感の意識を変えていく必要がある。 1 固定化された意識の改革 2 家庭・地域・学校・事業所等における男女の自立と共同参画 3 男女共同参画におけるNPOや事業所等との協働の促進	1 センター利用者の対前年比3%増加。特に男性の利用の促進を図る。 2 職員によるセンター外での啓発活動（講師としての活動等）12ヵ所 3 NPOや事業所との協働の促進を図る。		男女共生社会推進課

女性の人権	男女共同参画推進 地域プロジェクト	2,947	2章 - 2 - (2) - ア 3章 - 1 - ア - 3章 - 1 - ア - 3章 - 1 - ウ - 3章 - 1 - エ - 3章 - 1 - オ - 3章 - 1 - オ - 3章 - 1 - カ - 3章 - 1 - カ - 3章 - 1 - カ -	安心して生き生きと暮らせるふるさとづくりには、男女共同参画が不可欠である。県内各地域において啓発するとともに、人権意識を育てる。	男女共同参画の必要性を考 える機会を設け、県民の意識の 向上を図る。(7カ所で実施) 家庭・地域・職場などで男女 共同参画に取り組んでいる人・ 団体・企業を表彰し積極的な取 り組みを促す。 サポーター及び自主グループ の 育成につとめる。		男女共生社会 推進課
女性の人権	女性への暴力追放 支援	723	2章 - 3 - (1) - エ 3章 - 1 - カ -	関係団体の連携、協力体制構 築のため、平成15年度から『DV 被害者支援ネットワーク会議』を 開催(平成18年度についても開 催を予定) 平成14年度から、DV被害者で ある女性を支援するためのボラ ンティア養成講座を開催(平成 17年度は新宮市において開催。 平成18年度は、岩出町において 開催予定)	ネットワーク会議 開催回数 8回 全体会議 1回 地方会議 7回 ボランティア育成講座 開催回数 4回 受講者数 30人		男女共生社会 推進課
女性の人権	チャレンジ支援「チャ レンジ・ラボ」	1,259	3章 - 1 - ア - 3章 - 1 - ク -	男女共同参画社会実現と推進 に向け、男女共同参画の視点を 持った人材育成と女性のエンパ ワメントの促進が必要である。 日本国内一万件以上あるNPO のうち、男女共同参画に組み 合っているのが約8%、またNPO の約85%が女性の50代以上と いうデータや人材の偏りの対策 として、早急に次世代の人材の 養成と確保が必要とされる。今 年度は女性若年層をターゲット に人材養成の塾を開催する。	「わたしには夢がある塾」を開 催し、男女共同参画の学習と女 性のチャレンジのための基礎力 づくりを行う。 情報交換やネットワ - クづく りの場所を提供する。		男女共生社会 推進課
女性の人権	男女共生行政推進	10,044	3章 - 1 - イ - 3章 - 1 - イ - 3章 - 1 - ウ -	審議会等への女性の登用率 は、平成17年6月1日現在で 28.9%となっている。(女性委員 の登用が進まない理由として は、「職務指定になっている委員 が多い」、「再任の委員が多い」 等の理由が考えられる。 市町村の男女共同参画への 取組を支援するための各種事業 の説明会を開催している。	審議会等への女性の登用率 の更なる向上を図るため、新た な数値目標を設定し、取組を続 ける。 各振興局単位で延べ7回の説 明会を開催する。 県民意識調査を実施し、併せ て基本計画の見直しを行う。		男女共生社会 推進課

女性の人権	男女共同参画相談員設置	4,912	3章 - 1 - ウ - 3章 - 1 - カ - 3章 - 1 - キ -	(現状) 現状社会において、まだまだ固定的な性別役割分担意識が残存しているための女性の悩みが多い。 (課題) 1 相談から見えてくる問題点を施策へつなげる。 (視点) 自己尊重 エンパワーメント 2 相談体制の充実	前年度に引継ぎサポーター及び自主グループの育成につとめる。	男女共生社会推進課
女性の人権	男女共同参画推進事業者奨励	-	3章 - 1 - エ - 3章 - 1 - エ - 3章 - 1 - オ -	「女性が能力を発揮しやすくするための取組」や「働く場での男女共同参画推進のための環境の整備」を登録条件として募集している。 「セクシュアル・ハラスメント防止のための取組」を登録条件の一つとして募集している。 「仕事と家庭の両立のための環境整備」を登録条件の一つとして募集している。	平成18年度中に5～10事業者の登録を目指す。	男女共生社会推進課
女性の人権	労働教育指導	1,263	2章 - 2 - (3) - イ 3章 - 1 - オ - 3章 - 2 - イ - 3章 - 5 - ア - 3章 - 5 - イ -	企業における研修責任者を対象に人権研修会を開催するとともに、育児・介護休業法等の周知・啓発など、当面する労働問題に関するセミナーを開催する。	研修責任者の設置企業の増加及び研修の出席率アップに取り組む。	労働企画課
女性の人権	仕事と家庭の両立支援	607	3章 - 1 - イ - 3章 - 1 - エ - 3章 - 1 - エ - 3章 - 1 - オ -	女性労働者の労働環境の改善及び育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、セミナーを開催する。	和歌山労働局等と共催で、6月から各種セミナーを実施。	労働企画課
女性の人権	ファミリーサポートセンター設置促進	5,159	3章 - 1 - オ - 3章 - 2 - イ -	労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行うことにより、労働者福祉の増進及び児童福祉の向上を図る。	平成18年度、19年度に2～3ヶ所設置できるよう取り組む。	労働企画課
女性の人権	中小企業労働施策アドバイザー設置	3,312	3章 - 2 - イ -	中小企業労働施策アドバイザー(社会保険労務士に委嘱)が、事業所を巡回訪問し、労働環境の改善、労働者福祉の向上、特に仕事と家庭の両立支援制度の普及も図る。	4名のアドバイザーにより一年間で400事業所を訪問予定。	労働企画課

女性の人権	育児介護休業生活資金貸付普及啓発の推進	30,000	3章 - 2 - イ -	育児・介護休業の取得期間中は、法律上、事業主の貸金支払い義務がないため、期間中勤労者に生活資金を融資する制度を設け、子育てしやすい環境づくりを目指す。	制度のPRを行い、利用促進を図る。		労働企画課
女性の人権	林業後継者育成	1,264	3章 - 1 - ア -	林業の現場への女性の参画の促進	林研グループ女性林研部会活動機会の増加 ・女性林研部会研修会の開催 ・林研グループ全国研修会への女性会員の参加		林業振興課
女性の人権	人材確保にかかる募集活動促進	-	3章 - 1 - イ -	県職員募集パンフレットの企画方針に「女性受験者増を意識した内容であることを盛り込み、広く募集活動を展開する必要がある。」	女性が働きやすい職場環境であることを強調し、受験者数の増加を図るため、積極的な募集活動を展開する。		人事委員会総務課
女性の人権	学校保健推進	-	3章 - 1 - キ -	近年、児童・生徒をとり巻く社会環境や生活様式が大きく変化し、様々な健康課題が明らかになっている。	学校保健の推進により児童・生徒の健康課題の解決を図る。		健康体育課

子どもの人権	青少年施設管理運営	131,305	3章 - 2 - ウ -	<p>さまざまな自然体験活動を企画し、子どもたちが「遊び」などを通じ、他者とのかかわりや人間関係を学んでいる。その学ぶ場となる青少年施設の充実を図っている。</p> <p>平成18年4月より指定管理者制度導入</p>	青少年施設利用者数の増加 (平成17年度比 + 10%)		青少年課
子どもの人権	地域子ども会育成総合	44,122	3章 - 2 - ウ -	<p>地域総合 108クラブ 小中学生 3,006名 専任職員 27名 地域集団 81クラブ 小中学生 3,130名 地域集団のクラブ数が増え、地域総合が減少している。</p>	地域のよりよい環境の中で子ども達が健やかに成長できる地域社会の実現のため、組織的、継続的に子ども会活動を推進している市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。		青少年課
子どもの人権	青少年育成県民アクション	3,552	3章 - 2 - ウ -	<p>青少年が友人と知り合う場所は殆どが学校で、地域での交流が極端に減少しているとともに、地域活動への参加も希望者数とは相反して、実際には少ない状況にある。</p> <p>ボランティアの内容を生徒の主体性で決め、活動を通じて豊かな人間性の形成、健全育成を図り、地域社会に貢献する。</p> <p>地域で活動する各種青年団体を発掘、開拓し、連携を図るための情報の交流の場を設けるとともに、各地域における核となる地域リーダーの養成を図り地域活動の活性化を促す。</p> <p>毎月第3日曜日の「家庭の日」を広く県民にPRするために、啓発ポスターやステッカーを作成する。また、協賛企業を募り、家庭の日に家族連れの利用者に、サービスを提供。</p>	地域社会が青少年の豊かな体験の場として機能するよう、青少年に開かれた場と機会を確保していく。		青少年課

子どもの人権	「いこうや・くまの！ 緑の探検隊」事業	2,000	3章 - 2 - ウ -	子どもたちの主体性や社会性を育むため、また県内にある高野・熊野地方の豊かな自然・文化など再発見する機会を与えるため、地域のNPO団体及び青少年育成団体の力を結集し、県内より高野・熊野地方にちなんだ4地方を選出し、地域性を活かした交流・体験学習を取り入れた活動を実施する。 (社団法人和歌山県青少年育成協会へ委託)	受託団体4団体(NPO団体・青少年育成団体) 探検隊員:80人 (県内:60人、県外:20人)		青少年課
子どもの人権	ワンスクール・ワン ボランティア運動 (アクションプラン内 事業に変更)		3章 - 2 - ウ -	ボランティアの内容を生徒の主体性で決め、活動を通じて豊かな人間性の形成、健全育成を図り、地域社会に貢献する。	児童生徒の豊かな人間性の形成、健全育成を図り地域社会に貢献する。		青少年課
子どもの人権	青少年育成県民運動 (夏の子どもをまもる運動と青少年健全育成強調月間県民大会を統合)	643	3章 - 2 - ウ -	夏休み期間中には、開放感から節度のない生活を送り、好奇心や非行グループなどからの誘惑に負け、万引きなどの窃盗、シンナー遊び、無免許運転、暴走行為など非行に走ってしまうことが予想される時期である。 また、携帯電話の爆発的普及や性に関する意識の変化から出会い系サイトによる性的被害、不審者による「声かけ事案」や児童虐待の増加など青少年が犯罪被害者となることも懸念される。 昨年、7月～8月における水の事故は、11件(うち死者4名)、交通事故は、519件死者19名負傷者1,932名、万引き・喫煙・暴走行為などで警察に検挙・補導された少年は、2,985名である。	7・8月中に関係機関はもとより各種団体、地域社会が一体となって青少年の非行、水の事故、交通事故を中心に、すべての青少年が明るく・正しく・たくましく育つよう県内全域にわたり幅広い運動を実施する。		青少年課
子どもの人権	青少年健全育成条例施行	2,219	3章 - 2 - ウ -	青少年をめぐるさまざまな有害環境(インターネット上の有害環境、有害図書等)に対応した条例の運用及び青少年の健全育成を阻む有害な環境の浄化を推進する。	広報啓発活動を通じ、各関係機関と連携し、図書等の自動販売機の設置台数を昨年度対比5%減少に努める。		青少年課
子どもの人権	青少年補導センター 助成	2,910	3章 - 2 - ウ -	青少年の補導・相談及び環境浄化活動、地域における青少年非行防止の中核的機能を果たす。	青少年補導センター職員の資質の向上を図り、青少年の健全育成及び非行防止等に努める。		青少年課

子どもの人権	非行防止対策	1,581	3章 - 2 - ウ - 3章 - 9 - 刑を終えて出所した人	平成17年中の刑法犯検挙人員は、2,876人で、うち少年が1,069人で全体の約37%を占めている。 また、重要犯罪については、20名が検挙されており、前年比+14名と大幅に増加している。	各関係機関等の連絡調整を図り、指導・調査・広報啓発活動を活発化して青少年の非行の未然防止と再非行防止、被害防止の徹底を図る。		青少年課
子どもの人権	青少年よ！一念発起	1,747	3章 - 2 - ウ -	自然体験活動や奉仕活動などにより、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援しつつ、居場所を構築する。	参加少年を100%立ち直れるよう努める。		青少年課
子どもの人権	青少年相談・環境浄化(新規)	5,972	3章 - 2 - ウ -	少年を取り巻く環境は、これまでの有害図書・玩具に加え、携帯電話やパソコンの爆発的普及や性に関する意識の変化などを背景に、インターネットカフェにおける違法行為、過激なゲームソフトの流出など一昔前には考えられない社会環境となり、これに付随する相談も増加傾向にある。	社会環境の実態を的確に把握することにより、適切な青少年健全育成条例の適用と改正を行うことができるとともに業者に対する自主規制の促進と県民の意識改革を図り、県内の有害環境浄化を実現する。		青少年課
子どもの人権	青年長期社会体験活動	2,513	3章 - 9 - その他の人権	「社会的ひきこもり」青年は、現在、全国で60万人、本県では、6千人いると推計されている。 さらに、ひきこもりが長期化すれば当事者を支える保護者の高齢化も深刻な問題となってくる。 今後は、官民一体となって、社会復帰を促すための支援体制が構築できるかが課題である。	ひきこもり青年に対する官民協働で取組む支援体制の基盤整備を行う。		青少年課
子どもの人権	児童相談所運営管理(中央・紀南)	10,157	2章 - 2 - (2) - ア 3章 - 2 - ア -	児童に関して市町村と適切な役割分担をし、子どもや家庭の相談・援助を行う。	子どもの発達や心の問題への早期対応と保護者支援。虐待からの保護と自立支援		子ども未来課
子どもの人権	次世代育成支援関係職員研修	1,300	2章 - 2 - (4) 3章 - 2 - ウ -	保育士・幼稚園教員を対象に人権研修を実施する。	障害幼児教育研修(60名) 障害児保育研修(延べ160名) 人権研修(延べ100名)		子ども未来課
子どもの人権	子どもの虐待防止ネットワーク推進	3,485	2章 - 3 - (1) - エ 3章 - 2 - ア -	市町村域で児童虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童のケアまで、きめ細かい対応に努めるため関係機関によるネットワークを構築する。	ネットワーク設置市町村(23カ所) ネットワーク推進員設置(2名)		子ども未来課
子どもの人権	DV防止対策	1,919	2章 - 3 - (1) - エ 3章 - 1 - カ -	DV被害者を支援するため、女性相談所の相談・保護体制の充実を図る。	休日・夜間電話相談(非常勤職員の配置)		子ども未来課

子どもの人権	女性相談所運営管理	14,202	3章 - 1 - ウ - 3章 - 1 - カ -	DV法等に関する啓発活動やDV被害者の相談援助、保護を行う。	悩みや不安を抱える女性に対する相談業務 要保護女性の保護や自立支援		子ども未来課
子どもの人権	保育対策等促進事業補助	128,570	3章 - 1 - オ - 3章 - 2 - イ - 3章 - 2 - イ -	核家族化やライフスタイルの多様化に伴う様々な保育ニーズに対応した延長保育、一時保育、低年齢児保育など保育サービスの拡充を推進するために特別保育事業等を実施する市町村を支援することにより、安心して子育てが出来る環境整備を進める。	H21年度目標 低年齢時の受入れ児童数(3,943人) 障害者保育事業(120人) 延長保育促進(110カ所) 一時保育促進(45カ所) 地域子育て支援センター(36カ所) 休日保育(10カ所) 家庭支援推進保育(11カ所)		子ども未来課
子どもの人権	放課後児童健全育成	71,734	3章 - 1 - オ -	昼間保護者が家庭にいない小学校低学年児童等を育成するため、児童クラブを設置している市町村に対して補助を行う。	放課後児童クラブ 平成20年度末 140カ所		子ども未来課
子どもの人権	児童虐待等対応機能強化	7,766	3章 - 2 - ア - 3章 - 2 - ア - 3章 - 2 - ア - 3章 - 2 - イ -	児童相談所の児童虐待防止の機能強化を図る。専門弁護士の配置により、司法的な相談・対応に的確に対応できる。より高度な援助技術を発揮。	専門里親養成 受講者3名 里親委託推進 15名委託 児童相談対応支援員設置(2名) 里親委託推進員設置(1名)		子ども未来課
子どもの人権	児童養護施設等入所児童の処遇向上	-	3章 - 2 - ア -	被虐待児個別対応職員の配置等措置費の充実、第三者機関の設置及び第三者評価基準の導入促進を図る。			子ども未来課
子どもの人権	子育てサポート強化	962	3章 - 2 - イ -	健やか親子ふれあい体験学習や非行防止のための研修会等、児童福祉に関する各種事業を実施する。	親子教室 定員20組		子ども未来課
子どもの人権	子どもメンタルクリニック運営	2,772	3章 - 2 - イ -	育児不安を抱える親やこころのケアが必要な子どもを支援するため、県子ども・障害者相談センターで児童精神科医師による診療を行う。	受診者 延べ618人見込		子ども未来課
子どもの人権	子どもと家庭のテレフォン110番	5,839	3章 - 2 - エ	児童に関するあらゆる悩みについて、電話による相談に応じ援助を行う。	電話相談員(平日2名・土日祝1名)配置他		子ども未来課

子どもの人権	母子保健推進	4,431	3章 - 1 - キ -	<p>少子化等により身近に乳児とふれあう機会が少ない高校生・中学生を対象に、市町村が行う乳幼児健診時等に行う。</p>	<p>乳児健検診体験学習等を実施する。</p>	子ども未来課
子どもの人権	不妊治療対策	10,680	3章 - 1 - キ -	<p>岩出保健所・田辺保健所で「このとり相談」窓口を開設し、保健師による電話相談、専門医師による面接相談を行い、不妊治療についての情報提供や悩みの相談に対応している。また特定不妊治療を対象に1年度1回で上限10万円、通算5回までの助成を行う。</p>	<p>不妊専門相談を実施する。また、特定不妊治療費の一部を助成する。</p>	子ども未来課
子どもの人権	人権教育推進	3,858	<p>2章 - 1 2章 - 2 - (2) - イ 2章 - 2 - (4) 2章 - 2 - (5) 3章 - 1 - ク - 3章 - 2 - ウ - 3章 - 2 - ウ - 3章 - 4 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 6 - ア - 3章 - 7 - ア -</p>	<p>教員対象の研修会の開催 人権教育担当教員等研修会を開催し、教職員の人権尊重の理念についての認識を深めるとともに、学校における組織的な取組と指導方法の工夫改善等を図っている。</p> <p>人権教育リーダー養成講座を開催し、人権教育の推進に向けての理論や手法に関する研修や学習単元の作成等を行っている。</p> <p>学校訪問指導等 各学校を訪問し、人権教育上の課題とその取組状況を聴取するとともに、カリキュラムの作成、指導方法等の工夫改善に関して指導を行っている。また、事象等の指導を行っている。</p> <p>委員会、資料集の刊行</p>	<p>人権教育基本方針の周知及び指導方法等の工夫改善を図るために、県内の市町村立小・中学校及び県立学校の主たる人権教育担当者を対象に5月下旬から6月中旬までに5会場で開催する。</p> <p>学校における人権教育推進のリーダーとしての人材の養成に資する。市町村教育委員会と県立学校長から推薦された教員、指導主事50名を対象に年3回4日実施する。</p> <p>学校及び地方別校長会等へ4月～7月に25回、9～12月に30回、1～3月に20回程度訪問する予定。</p> <p>6月に資料集作成のための委員会を設置。7月までに編集方針を確定。8月までに原稿案を作成。10月までに内容を検討。2月までに脱稿。3月までに印刷。</p>	生涯学習課

<p>子どもの人権</p>	<p>人権教育総合推進</p>	<p>18,145</p>	<p>2章 - 2 - (2) - ア 2章 - 2 - (2) - ウ 2章 - 2 - (4) 2章 - 2 - (5) 3章 - 1 - ク - 3章 - 2 - ウ - 3章 - 4 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 6 - ア -</p>	<p>県内すべての小学校に在籍する児童の保護者を対象として、人権や様々な人権問題について学習するため、保護者学級を開設している。</p> <p>地域の実情に即した人権課題について、広く住民を対象に市町村が実施する教育・啓発事業に助成している。</p> <p>市町村における人権教育担当職員等を対象とした指導者研修講座を開催している。</p> <p>県内5箇所、PTA、社会教育関係者等を対象とした研修会を開催している。</p> <p>人権教育を推進するうえで有効な参加体験型学習を広めるために、ファシリテーターを養成する</p> <p>識字教育の推進を図るため、交流会、指導者研修会及び啓発資料の作成を行っている。</p> <p>障害のある人に学習機会を提供する講座を開催している。</p> <p>人権啓発教材を作成している。</p>	<p>同和問題をはじめ様々な人権問題に対する理解と認識を深めるために、各小学校において、5月から3月までに6時間程度実施する。</p> <p>同和問題をはじめ様々な人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権問題の解決に資する。5月から3月までに市町村において、講演会、研修会、教材開発などを行う。</p> <p>市町村の人権教育を推進する指導者の指導力向上を図るために、年3回実施する。</p> <p>人権や様々な人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るために、7月から3月までに県内</p> <p>識字問題と識字教育の意義を啓発するとともに、学習機会の拡大など識字教育の普及・充実を図る。</p> <p>障害のある人に学習機会を提供するとともに、県民の障害者問題に関する理解の推進を図る。</p> <p>指導資料を作成するとともに啓発映画を購入し、人権教育・啓発の推進を図る。</p>	<p>生涯学習課</p>
---------------	-----------------	---------------	---	---	---	--------------

子どもの人権	家庭教育子育て支援推進	2,235	2章 - 2 - (2) - ア	<p>行政とNPO及び家庭教育インストラクター修了者との共同企画による家庭教育支援のための意識啓発・モデル事業等を実施する。</p> <p>家庭教育に関する学習機会の提供 家庭教育に関する地域での学習を支援するための学習資料「本音で、トーク!」の活用を進める。</p>	<p>家庭教育インストラクターが各地方で活躍するためのステップアップを図り、家庭の教育力の向上に資する。</p> <p>様々な機会を通じて活用に向け支援する。</p>		生涯学習課
子どもの人権	児童生徒の人権教育	-	2章 - 2 - (2) - イ	<p>学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に即した人権教育の実施に努めている。</p> <p>すべての小・中・高等学校、盲・ろう・養護学校において、人権教育を各学校の教育目標のひとつの柱として押さえ、様々な教育活動を展開している。</p>	<p>基本方針に基づき、より一層、指導方法等の改善・充実を目指す。</p> <p>学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に即した人権教育を実施する。</p>		生涯学習課・ 小中学校課 県立学校課
子どもの人権	青少年ボランティア体験(わくわくボランティア)	1,077	2章 - 2 - (2) - ウ	<p>参加対象: 県内^{在学}の中学生、高校生、盲・ろう・養護学校の中学部・高等部生、高等専門学校生</p> <p>内容: 研修 海と環境を学ぶワークショップ 研修 福祉や介護に関する基礎的な研修(手引き歩行、車椅子体験、ボランティア活動の実技講座) 研修 交流・介護実体験(特別養護老人ホーム)</p> <p>この取組により身につけた経験をそれぞれの地域において、生かせるように働きかけていく必要がある。</p>	<p>ボランティア活動に関する基礎的な研修・老人福祉施設での介護体験や環境を考えるを通し、豊かな感性と人を思いやる心を育むとともに、ボランティア活動に対する理解・参加意欲の向上を図る。</p>		生涯学習課
子どもの人権	地域ふれあいルーム開設	未定	2章 - 2 - (2) - ウ 3章 - 2 - ウ - 3章 - 3 - イ 3章 - 4 - ア -	<p>公民館や学校の空き教室等を使った地域ふれあいルームの開催</p> <p>地域ぐるみの教育を進めるための大人と子どもの居場所づくりであるが、地域の大人の参加が少ないのが課題である。</p>	<p>平成16年度からの3年間で各市町村域において、地域ふれあいルームを県内中学校区数である150ルーム程度開設する。</p>		生涯学習課

子どもの人権	地域ふれあいルーム開設			通学合宿の実施 ボランティアスタッフの確保。 地域の大人の協力。 学校との連携。	通学合宿の実施か所を現在の 30か所から数か所程度増やす。		生涯学習課
子どもの人権	子どもと大人の”共育”推進	1,086	2章 - 2 - (2) - ウ 3章 - 2 - ウ - 3章 - 3 - イ	社会教育行政関係者と学校教育関係者が一堂に会し、当面の子どもに関する諸課題について共通の理解を図ることとしている。 子育て支援に関わるNPO等と連携しつつ、多くの子どもと大人が交流できる場を提供するとともに全県域においてふれあい活動を推進するための意識啓発を図る。	地域ぐるみの教育を推進する上で連携協力のあり方やそれぞれの立場で何ができるかなどについて、協議を深める。 子どもも大人も共に学び育ち合える地域社会づくりの推進を図るため、子どもへの様々な体験活動を支援し、子どもと大人の様々な交流や学びを生み出す拠点づくりの推進など、地域で子どもを育てる体制整備に向けたフォーラム等を開催する。		生涯学習課
子どもの人権	生涯学習推進の基盤整備	3,247	2章 - 2 - (2) - ウ 3章 - 4 - イ - 3章 - 5 - ア -	人々の生涯にわたる学習活動を支援し、より学びやすい環境を整備するため、県内で行われている講座等を集め、広く情報提供するとともに、一定の単位取得者には認定証を発行している。 今後、入学者を増やすとともに、より多様な講座を提供していきたい。	県民カレッジ平成19年度末入学者数5,000人 提供講座数(春+秋)500講座		生涯学習課
子どもの人権	子ども安全・安心まちづくり ~わがまち地域資源活用塾~ (新規)	1,753	3章 - 2 - ウ - 3章 - 3 - カ -	平成19年(2007年)に退職の時期を迎える団塊の世代と呼ばれる世代が持つ豊富な知識と経験を生かして、地域活動を活性化させることが必要である。また、地域住民が主体となり、子どもを地域で守る取組を促進する必要がある。	地域で活動する団体・NPO等との協働により、子どもの安全・安心のまちづくりやシニア世代が持つ知識や経験を生かして地域活動を活性化する。		生涯学習課

子どもの人権	進学奨励	112,803	3章 - 5 - ア -	<p>経済的事情のため高校、大学等に修学が困難な者に、修学に要する一部の経費を貸与する。 平成18年度で貸与は終了予定であるが、その後は、償還業務のみの事業となる。</p> <p>また、平成14年度から一般対策事業として、和歌山県進学奨励事業を実施している。 高校等は、月額奨学金制度、大学等については、進学助成金(一時金)制度を実施している。 なお、日本学生支援機構(旧日本育英会)の奨学金が、平成17年度の新入生に係る分から県に業務移管されている。</p>	<p>今年度の貸与事業については、終了となる。 今後は、償還業務について、関係市町村と連携を密にしながら、取り組んでいく。</p>	生涯学習課
子どもの人権	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止	-	3章 - 1 - カ -	<p>セクシャル・ハラスメントの防止に関する周知・啓発は、各学校において人権教育推進の中の大きな問題として時宜に応じ、その内容を取り上げ、学習を進めているところである。 なお、今後も、職場での周知・啓発を一層進めるための研究の実施や相談等に応じる体制づくりが必要である。</p>	セクシャル・ハラスメントの防止に関する現職教育の実施、相談窓口を設置する。	小中学校校課・ 県立学校課
子どもの人権	ハイスクール・サポート・カウンセラー配置	22,879	3章 - 2 - ウ -	<p>現在の生徒の状況は多岐にわたり、学校教育での対応のみならず、専門的な相談活動による課題の克服が必要とされる現状がある。 そのため、16年度まではスクールカウンセラー事業で対応してきた経緯を生かしながら、本年度新たに事業展開をすることとした。</p>	県立学校が抱える今日的課題克服のため、生徒指導や学力向上など、様々な相談活動を行うハイスクール・サポート・カウンセラーを配置する。	県立学校課
子どもの人権	教育相談推進	-	3章 - 2 - ウ - 3章 - 4 - イ -	<p>生徒の基礎学力の低下や問題行動の増加など、高等学校教育の中での課題を克服するため、心の教育相談活動を展開している。</p>	生徒の課題克服をめざし幅広い分野での支援活動や相談活動等ができるハイスクール・サポート・カウンセラー等を県立学校に置く。	県立学校課

子どもの人権	県立高等学校総合学科の設置		- 3章 - 2 - ウ -	多様化する社会にあって、生徒が着実な進路意識に基づいた学びを進めるためには、多様な学習形態が有効である。 そのため、生徒一人ひとりの興味・関心に応じた学習時間割を作ることにより、個々の目標に沿った主体的な学びを展開する総合学科へのニーズは高い。	生徒自身が進路への理解を深め、主体的に開拓する力を身につけるため、普通教育並びに専門教育の選択履修の中で個性を生かした主体的な学習を展開する。		県立学校課
子どもの人権	単位制高等学校の設置		- 3章 - 2 - ウ -	現在の社会の多様化や生徒・保護者の教育的ニーズを把握する中で、生徒一人ひとりの興味・関心をできる限り生かして教育活動を展開する「単位制」による高等学校の設置が進められてきた。	生徒一人ひとりの興味・関心に応じた学習活動を進めるため、学年区分を超えた学科・科目の選択による履修形態を実施する。		県立学校課
子どもの人権	特殊学級の設置		- 3章 - 2 - ウ -	障害などにより、小・中学校の通常の学級における教育だけではその能力を十分にのばすことができない児童生徒について、その障害の種類や程度などに応じて、特別な配慮のもとに、きめ細かな教育を実施している。	児童生徒の障害の種類や程度に応じた指導方法を工夫するなど、教育の充実に努める。		小中学校課・ 県立学校課
子どもの人権	通級指導教室の設置		- 3章 - 2 - ウ -	小学校の通常の学級に在籍している、障害の軽い児童に対し、障害に応じた特別の指導を行うため、通級教室による教育を実施している。	言語障害や難聴の児童生徒の教育の充実に努める。		小中学校課・ 県立学校課
子どもの人権	特別支援教育推進体制モデル		- 3章 - 4 - イ -	通常の学級に在籍する子どもたちの中で、6.3%に相当する者がLD、ADHD、高機能自閉症等と考えられるという結果を踏まえ、当該子どもたちの適切な対応が喫緊の課題となっている。	特殊教育の対象の子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもを含め、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、適切な教育や支援の在り方を研究・推進する。		県立学校課
子どもの人権	特別支援教育スペシャリスト養成塾(新規)	1,329	3章 - 4 - イ -	平成14年文科省が実施した調査では、約6%の割合で小・中学校の通常学級にLD等の特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性が示されている。地域の中核となって、LD等軽度発達障害のある児童生徒への指導・支援ができる小・中学校教員を養成するための研修会や、盲・ろう・養護学校教諭免許取得率の向上が課題となっている。	特殊教育から特別支援教育への転換を視野に入れ、盲・ろう・養護学校教員、小・中学校教員の専門性及び免許取得率の向上を図る。 1 小・中学校の軽度発達障害児を支援する専門教員の養成 2 盲・ろう・養護学校教諭の認定講習		県立学校課

子どもの人権	院内学級の設置	-	3章 - 7 - ウ -	病弱の特殊学級として、病院内に設置し、教育の充実に努めている。	院内学級に入級した児童生徒の教育の充実にを図る。	小中学校課・ 県立学校課
子どもの人権	スクーリング・サポート・ネットワーク整備	12,573	2章 - 3 - (1) - エ 3章 - 2 - ウ -	不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細やかな支援を行うため、市町村及び民間施設に事業を委託し、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への指導訪問など、適応指導教室等を中心に、学校・家庭・関係機関が緊密に連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備事業に係る実践的な調査研究を行う。	不登校児童生徒の早期発見・早期対応等のより一層きめ細やかな支援を行い、不登校児童生徒数を減少させるとともに、実践的な調査研究を行う。	小中学校課
子どもの人権	不登校・いじめ問題等関係機関連携推進会議	100	2章 - 3 - (1) - エ 3章 - 2 - ウ -	会議発足以来、関係機関の連携は深まりつつあるが、平成17年度初めて具体的な施策を打ち出せた。本年度に実効ある具体的な活動を実施していかなければならない。	学校現場におけるいじめ問題解決のための研修実施に努める。また不登校減少のための具体策についても検討していく。	小中学校課
子どもの人権	子どもの虐待防止マニュアル策定	-	3章 - 2 - ア -	学校現場では、まだまだ児童虐待に関する意識は低く、マニュアルの存在さえ知らない教職員もいたが徐々に浸透しているため、教育関係からの通告も増えつつある。 今後も引き続き、教職員や保護者に研修の機会を提供し、子どもたちには学習の機会を与える必要がある。	虐待相談の経路をみると学校から平成15年が25件、平成16年が30件となっている。 学校で早期発見することでこの数字が伸びることを期待する。	小中学校課
子どもの人権	スクールカウンセラー等配置	91,361	3章 - 2 - ウ -	スクールカウンセラーの配置校では、不登校児童生徒が減少傾向にある。特に複数年連続して配置した学校では、その効果が顕著である。 また現在教育にスクールカウンセラーが参加することにより教員のカウンセリング能力が向上するとともに、スクールカウンセラーと教職員の連携が進み、学校の教育相談体制を充実させることにつながっている。	児童生徒の不登校や問題行動等の対応に当たり、学校におけるカウンセリング機能の充実に図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者を中学校を中心に配置し、早期発見・未然防止に努める。	小中学校課

子どもの人権	「子どもと親の相談員」活用調査研究委託	6,054	3章 - 2 - ウ -	小学校段階での不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応を保護者との連携の下に推進するため、市町村に「子どもと親の相談員」活用調査研究を委託し、小学校に「子どもと親の相談員」を配置する。	「子どもと親の相談員」配置小学校の前年度不登校児童数を出来る限り減少させる。 不登校児童の未然防止に努める。	小中学校課
子どもの人権	学習支援推進教員配置	-	3章 - 2 - ウ - 3章 - 5 - ア -	学習指導上、生徒指導上及び進路指導上、配慮を要する児童又は生徒に対して、学校生活を円滑に営むための特別な指導が行われる学校に対し、学習支援推進教員を配置している。	学習指導、生徒指導、進路指導に関する内容を踏まえた適切な指導計画の作成と成果や課題の分析を行うことにより教育内容の充実を図る。	小中学校課
子どもの人権	指導方法工夫改善研究指定校	-	3章 - 2 - ウ - 3章 - 5 - ア -	小・中学校において指導方法の工夫改善の一貫として少人数学級編制を実施し、児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導の充実に努めている。	県の研究指定校として指導方法の工夫改善を推進するとともに、その教育効果について検証し、教育内容の充実に努める。	小中学校課
子どもの人権	あさもよし紀伊国スクール (豊かな体験活動推進が統合)	10,585	3章 - 2 - ウ -	本事業において、児童生徒の自発的で意欲的な取組が実施され、学校と地域や保護者との連携を深まっている。さらに、体験活動による児童生徒の変容についての分析が必要である。	児童生徒の成長段階に応じて社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、様々な体験活動を通じて児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。	小中学校課
子どもの人権	児童生徒の日本語指導	-	3章 - 6 - ウ	日本語指導が必要な外国人指導生徒に対し、市町村教育委員会または学校における日本語指導が適切に行われるように指導している。	日本語指導が必要な外国人指導生徒の状況を把握するとともに、市町村教育委員会または学校における日本語指導が適切に行われるように指導する。	小中学校課
子どもの人権	電話による教育相談	200	3章 - 2 - ウ -	教育相談専用電話を教育センター学びの丘に設置し、いじめ、不登校問題等の緊急相談に応じるとともに、来所による継続相談の補助として活用している。	児童生徒や保護者から直接電話による相談を受けることで、問題を早期に発見し、よりきめ細かな対応に努める。	教育センター 学びの丘 教育相談室 紀南相談課
子どもの人権	いじめ・不登校電話相談カードの配布	45	3章 - 2 - ウ -	いじめ、不登校問題等の緊急相談にかかる教育相談専用電話啓発のためのリーフレットを作成し、 公立小・県立学校の新入児童に配付している。	昨年度 、教育センター学びの丘の新設に伴い、県内の 公立小・中・県立学校(市立を含む) の児童生徒約120,000人全員に 配付したのに続き、今年度は新入児童に配付することで 、保護者を含めて周知を図るとともに、問題の早期発見と対応に努める。	教育センター 学びの丘 教育相談室 紀南相談課
子どもの人権	学力診断テスト	10,917	3章 - 2 - ウ - 3章 - 5 - ア -	学力診断テストの結果から児童生徒の学力の現状を把握し、施策や指導の改善に生かしている。	学力診断テストを実施し、その結果から学習指導に関する課題を明らかにして各学校の指導方法の工夫改善に生かす。	教育センター 学びの丘

子どもの人権	少年サポーター	4,171	3章 - 2 - ウ -	少年サポーターとして非常勤嘱託2名を配属し、警察官や少年補導職員と共に少年非行の防止や犯罪被害少年の支援等を実施している。	学校からのキッズサポートスクール開催要望に出来るだけ応えていくため、支援を行う。	警察本部 少年課
子どもの人権	ヤングテレホン・いじめ110番・メール相談	84	3章 - 2 - ウ -	少年に関する悩み全般に対し、専用の電話を設置し、警察本部で終日対応している。 また、インターネットを利用した「子ども相談」を開設し、メールでの相談に対応している。	相談者等の人権に配慮しながら、適切に対応する。	警察本部 少年課
子どもの人権	キッズサポートスクール	425	3章 - 2 - ウ -	小学生、中学生を対象に学校や家庭、地域において、「ルールや約束を守ることの大切さ」や「物事の善悪」を自分で考えて行動できるよう支援を行っている。	学校との連携を強め、できる限りキッズサポートスクールを開催していく。	警察本部 少年課
子どもの人権	有害環境の排除	-	3章 - 2 - ウ -	警部・警部補各1名を県環境生活部共生推進局青少年課に外向させ、図書、ビデオ等の有害図書等の排除活動を実施している。	知事部局との連携を強め、有害図書等の排除を図る。	警察本部 少年課

高齢者の人権	公共交通移動円滑化設備整備	5,428	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	高齢者、身体障害者等いわゆる交通弱者の公共交通機関を利用した移動の円滑化、利便性及び安全性の向上を図るため、乗合バス事業者が導入する低床バスに対し、国、地方公共団体と協調補助を行う。	平成20年度当初までに、乗合バス総車両に対するノンステップバスの導入率:15.5%を目指す。	総合交通政策課
高齢者の人権	交通施設バリアフリー化設備整備推進	9,500	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	国の補助基準に満たない乗降客数5,000人未満の駅について、県単独の補助制度を設け、市町村や鉄道事業者とともにバリアフリー化を進める。	鉄道利用者の安全を図るため、JR黒江駅のホームの段差解消を実施するJRへ補助を行う 海南市に対し、補助金を交付する。	総合交通政策課
高齢者の人権	明日の喜の国・和歌山を担う人づくり	1,601	2章 - 2 - (2) - イ 3章 - 3 - イ	これからの超高齢社会を担うことになる小学生に対し、高齢者の人権や長寿社会への正しい基礎知識と理解を深めることが必要である。 人格形成期の子どもたちに、高齢者への理解を深めてもらうことにより、学校や家庭の中で高齢者を尊重し、社会の一員として敬愛する気持ちを育て、世代間の理解を促進させることが必要である。	新小学6年生に向けて、高齢者の人権や長寿社会への理解を深めることを目的に、冊子を配布し、普及・啓発を実施	長寿社会推進課
高齢者の人権	認知症ケアサポート推進 (旧認知症介護指導者養成、旧高齢者サポート事業を統合)	7,815	2章 - 2 - (4)	介護職員の認知症高齢者への誤った知識による身体拘束や高齢者虐待を防止するため、人権尊重に配慮した認知症介護に関する専門的知識及び技術の習得など、介護職員の資質の向上を図る必要がある。 また、介護保険施設職員の誤った知識による入所者に対する身体拘束を廃止し、入所者の処遇向上を図る必要がある。	国指定研修施設に県から1名派遣し、認知症介護指導者を養成 介護実務者に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得させるため、実務者研修を実施。目標研修終了者約190名。 認知症対応型サービス事業者に対する研修を実施 身体拘束廃止推進員養成研修、介護指導者養成研修、実務看護職員研修を実施	長寿社会推進課

高齢者の人権	介護保険指定事業者指導等	6,343	2章 - 2 - (4) 3章 - 3 - ウ	高齢者の人権を尊重した質の高い介護サービスを提供できるように、介護保険事業者及び介護職員に法令等を遵守した事業運営を行うように指導する必要がある。 介護保険事業者及び介護職員に対し、人権尊重、プライバシー保護、法令遵守の指導を行うことで、介護サービスを高齢者の人権に配慮した質の高いものにしていく必要がある。	介護保険事業所の集団指導、実地指導等を実施 訪問介護職員適正実施研修を実施		長寿社会推進課
高齢者の人権	喜の国いきいきキャンペーン	1,650	3章 - 3 - ア -	高齢化社会が益々進行する中、県民の長寿社会問題の正しい理解と高齢者を敬愛する意識を醸成する必要がある。	喜の国いきいき長寿月間(9月)における啓発活動の実施や喜の国トップセミナーを開催		長寿社会推進課
高齢者の人権	社会活動振興・指導者等育成	2,340	3章 - 3 - ア -	急速に進展する高齢化社会では、高齢者の社会参加による地域への貢献が期待されているので、老人クラブ等における人権学習、啓発活動への取組を推進し、高齢者自身の人権意識の高揚を図る必要がある。	老人クラブ人権・同和研修を実施するため、県老人クラブ連合会へ委託 高齢者人権啓発活動を実施する市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブを支援		長寿社会推進課
高齢者の人権	老人福祉施設整備(旧 老人福祉施設環境改善)	457,500	3章 - 3 - ウ	高齢者のプライバシーに配慮し、入居者一人ひとりを尊重したケアを実現するために、個室・ユニット型の特別養護老人ホームの整備の促進を図る必要がある。	特別養護老人ホームのユニットケア型個室数を、約730室を目標に整備を促進		長寿社会推進課
高齢者の人権	地域包括支援センター職員等研修(新規)	6,688	3章 - 3 - ウ	今後の高齢者介護において、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにしていくため、それぞれの地域において「包括的かつ継続的なサービス体制」(地域包括ケア)が確立される必要がある。	改正介護保険制度の改正により、地域包括ケアを支える中核機関として地域包括支援センターが設置されることとなることから、当該センター従事職員等の質の確保及び向上に向けた研修を実施することにより各地域において地域包括ケアの実現が図られるよう支援する。		長寿社会推進課
高齢者の人権	介護支援専門員資質向上研修(新規)	17,151	3章 - 3 - ウ	高齢者の人権を尊重した介護サービスを提供するために、介護保険制度の要である介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上を図る必要がある。	介護支援専門員に対する研修を体系化し、一貫した体制で専門性をより深めるため、実務研修、現任研修、主任研修、更新研修、再研修を実施。		長寿社会推進課

高齢者の人権	介護保険制度啓発	5,355	3章 - 3 - 工 3章 - 3 - キ	平成18年4月の介護保険制度の改正後においても、高齢者とその家族が適正な介護サービスを選択できるように、制度のわかりやすい情報提供を行う必要がある。 高齢者を介護する家族の身体的・精神的苦痛や不安等、高齢者虐待につながる恐れのある家族の過重な負担を取り除くため、介護サービスの利用促進を図る必要がある。	県民に対して、保険者(市町村)と連携して介護保険制度啓発のパンフレットやチラシ等を配布して制度を周知		長寿社会推進課
高齢者の人権	介護保険制度施行	4,274	3章 - 3 - 工	当事者間では解決困難な介護サービスに関する苦情等にも対応できる相談体制を整備し、適切な苦情解決体制の充実を図る必要がある。	和歌山県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理相談を支援		長寿社会推進課
高齢者の人権	喜びの国づくり推進	87,118	3章 - 3 - 工 3章 - 3 - カ - 3章 - 3 - カ -	高齢者やその家族が抱える様々な悩みごと等について相談できる体制を整備して、地域で安心して生活できるようにサポートする必要がある。 高齢者がその持てる知識や経験を活かして地域社会に貢献することで、生きがいを持って生活できるように高齢者の社会参加をサポートする必要がある。 高齢者がその豊富な能力を活かして社会参加できるように、就労機会を提供することが必要である。	和歌山県社会福祉協議会に高齢者総合相談センター(シルバー110番)の運営を委託 地域で活躍する高齢者ボランティアを養成・登録をする「いきいきシニアリーダーカレッジ」「いきいきシニアリーダーバンク」を運営する和歌山県社会福祉協議会を支援 高齢者の就業相談や求人情報の提供等を行う高齢者無料職業紹介所の運営を和歌山県社会福祉協議会に委託		長寿社会推進課
高齢者の人権	介護サービス情報開示の標準化都道府県モデル	5,695	3章 - 3 - 工	高齢者とその家族が介護サービス事業者を適切に選択できるための「介護サービス情報の公表」システムの構築が必要である。	訪問リハ、通所リハ等4サービスを対象にモデル事業を実施		長寿社会推進課
高齢者の人権	介護サービス情報の公表制度推進(新規)	5,258	3章 - 3 - 工	平成12年4月に介護保険制度がスタートし、現在県内には約4千箇所の介護サービス事業所がある。介護サービスは、適切に利用しないと高齢者の心身機能などがかえって低下するおそれがあることが指摘されており、介護サービス情報を事前に入手し、事業所を比較・検討できる環境整備が重要になってきた。	介護サービス情報の公表制度推進事業の実施により、利用者が介護サービス事業所を適切に選ぶための情報を提供するしくみを構築し、機能させる。		長寿社会推進課

高齢者の人権	認知症地域医療支援(新規)	1,705	3章 - 3 - オ -	認知症高齢者数が今後大幅に増加することが予想されていることから、認知症対策を総合的に実施していく必要があり、かつ、認知症の段階に応じた施策の検討・実施を図る必要がある。	医療的側面から地域における認知症の早期発見・早期対応システムの充実を図るため、認知症サポート医の養成及びかかりつけ医の認知症対応力の向上を図るための研修を実施する。	長寿社会推進課
高齢者の人権	認知症高齢者グループホーム整備の促進	-	3章 - 3 - オ -	認知症高齢者が、家庭的な環境で、より安心して生活できるグループホームの整備促進を図る必要がある。	市町村が行う認知症高齢者グループホームの整備について、63カ所を目標に促進	長寿社会推進課
高齢者の人権	シニアマイスター登録活用	1,159	3章 - 3 - カ -	高齢者がその豊富な知識経験を活かして地域に貢献することで生きがいをもって生活していくためには、ボランティア活動を通じて社会参加を促進させることが有効である。	人生経験を通じて培った知識・技能・生活の知恵などを持つ高齢者をシニアマイスターとして認定、登録し、活動を支援	長寿社会推進課
高齢者の人権	地域における介護予防の推進	36,887	3章 - 3 - ク -	市町村を実施主体とした総合的な介護予防システムを構築し、“わかやま型”高齢者ケアモデルの確立を図ることにより高齢者の自立を支援する。	介護予防に係る豊富なノウハウを有する研究機関等で構成する委員会を設置し、市町村への事業評価や技術支援を実施 客観的な介護予防効果の検証・分析結果に基づく事業評価、技術支援を行うため、県、市町村及び研究機関等が共有可能なデータベースを開発し、ネットワーク体制を構築 効果的な介護予防ノウハウの普及を図るため、市町村における介護予防従事者を対象とする各種介護予防研修会を開催 介護予防に係る豊富なノウハウを有する研究機関の指導のもと、モデル市町と連携し、新しい“わかやま型”介護予防プログラムを開発	長寿社会推進課
高齢者の人権	地域リハビリテーション推進	513	3章 - 4 - ウ -	現状のリハビリについては、個々の病院・施設等で受けることができるが、患者サイドから見れば自分の回復段階に応じて病院から在宅に至るまでの切れ目のないリハビリを受けられる体制ができていない。今後、段階に応じて切れ目のないリハビリが受けられる様な体制を構築する必要がある。	医療・福祉及び行政の関係者等による地域リハビリテーション協議会を設置し、協議会を通じて和歌山県に合った効果的な地域リハビリテーション体制を構築していく。	長寿社会推進課

高齢者の人権	都市公園施設整備	74,400	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	高齢者・身体障害者が安全かつ安心して生活できる生活環境の整備	都市公園施設の整備改修時に、段差解消等のバリアフリー化も含めて整備を行う。		住宅環境課
高齢者の人権	県営住宅施設整備	777,996	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	高齢者・身体障害者が安全かつ安心して生活できる居住空間の整備	県営住宅の建替及び改善時に、浴室、便所、階段等への手摺りの設置並びに段差解消等バリアフリー化を図る。		住宅環境課
高齢者の人権	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進	47,460	3章 - 3 - ケ	高齢者が安全かつ安心して生活できる居住の確保	平成18年9月までに21戸供給 平成19年9月までに19戸供給		住宅環境課
高齢者の人権	住宅新築資金等貸付助成	155,899	3章 - 5 - エ	市町村が行う、人権が尊重されるまちづくりの支援	17市町村に対し、円滑に助成事業を実施(合併により5町減)		住宅環境課

障害者の人権	キッズサポーター養成	1,113	2章 - 2 - (2) - イ 3章 - 4 - ア -	年間24校において手話・車椅子介助・ガイドヘルプの講座を実施しているが、当講座を受講してからの各小学校の取組に格差が見受けられる。	県内24小学校において手話・車椅子・ガイドヘルプの各講座を実施する。		障害福祉課
障害者の人権	福祉のまちづくり推進	7,547	2章 - 2 - (2) - ウ 3章 - 4 - ア - 3章 - 4 - ア -	企業、団体等に対し広く啓発し地域ぐるみで障害者や障害のある人への理解を深める必要がある。	バリアフリー体験学習会を平成19年3月末までに4回開催する。障害者理解に関する作文・ポスターの募集や各種啓発事業を実施する。 また、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、県福祉のまちづくり条例の概要等(対象施設や整備基準の見直し)の啓発冊子を作成する。		障害福祉課
障害者の人権	福祉のまちづくり民間施設整備補助	2,250	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	障害者、高齢者などが安全かつ円滑に利用できるよう、民間の公共的施設のバリアフリー化整備を促進していく必要がある。	バリアフリー化促進補助・1施設 障害者用トイレ設置補助・1施設		障害福祉課
障害者の人権	障害者スポーツ振興	10,303	3章 - 4 - ア -	大会や教室開催を通じて、県民の障害者理解が深まっている。障害者が大会等へ参加することで、日常的にスポーツに取り組む機会が増え、社会参加の促進に寄与している。 なお、障害者スポーツへの参加の機会が少ない障害者の参加促進が課題。	障害者の健康増進を図り、また地域との交流を深めることで、ノーマライゼーション社会の実現を図る。		障害福祉課
障害者の人権	発達障害者支援体制整備	29,766	3章 - 4 - イ -	発達障害者は、知的障害を伴う方以外はこれまで福祉施策の対象とならず、十分な支援を受けられなかった。	17年度に開設した発達障害者支援センターを軸に支援体制を充実する。		障害福祉課
障害者の人権	知的障害者援護施設運営	32,941	3章 - 4 - イ -	知的障害者福祉工場1ヶ所 知的障害者福祉ホーム1ヶ所 施設から地域への移行促進と地域での自立生活。	紀の国障害者プラン数値目標(平成20年度末)福祉工場 1ヶ所増 障害者自立支援法により見直しを検討		障害福祉課
障害者の人権	小規模通所授産施設運営補助	31,500	3章 - 4 - イ -	小規模通所授産施設6ヶ所(身体、知的 各3ヶ所) 無認可小規模作業所から法定施設への移行を促進する。	紀の国障害者プラン数値目標(平成20年度末)小規模通所授産施設 18ヶ所 障害者自立支援法により見直しを検討		障害福祉課
障害者の人権	チャレンジ就労サポート	11,135	3章 - 4 - イ -	福祉的就労の場である授産施設等から一般就労への移行は、年に1%程度。 また授産施設等での収入も月1万円前後。	知的障害者ホームヘルパー3級資格取得 施設外授産活動や職場体験事業による一般就労への移行促進。		障害福祉課

障害者の人権	ステップアップ小規模作業所(新規)	14,000	3章 - 4 - イ -	無認可施設である小規模作業所が、障害者自立支援法による新しい事業体系下の事業所へ円滑に移行できるよう支援を行う。	法定の個別給付事業所への移行させ、施設の安定と障害者の自立促進を図る。 平成18年度個別給付事業所移行支援 3カ所予定		障害福祉課
障害者の人権	重度身体障害者住宅改造助成	9,450	3章 - 4 - イ -	在宅重度身体障害者の居住環境整備が促進され、日常生活の利便性が向上している。 事業利用者が増えてきたが、より多くの障害者に制度利用をしてもらい、障害者の方をエンパワーメント(潜在能力を高める。)することが課題。	障害者の安定した地域生活を支援する。		障害福祉課
障害者の人権	福祉のまちづくり県有施設整備	13,611	3章 - 4 - イ -	障害者、高齢者などが安全かつ円滑に利用できるよう、県有施設のバリアフリー化整備を推進していく必要がある。	オストメイト対応トイレ設置・8施設		障害福祉課
障害者の人権	障害者IT促進	4,124	3章 - 4 - イ -	障害のある人たちにとっては、様々な必要な情報がなかなか届きにくく、IT化による情報の高速化・拡大化が進んでいる中で、障害を理由にその恩恵を十分受けられない恐れがある。 障害のある人たちにパソコンを使った様々な情報の収集・発信により、社会参加を推進する必要がある。	障害者がパソコンを使って、必要な情報を収集するとともに、情報を発信することで障害者の社会参加を促進する。 IT講習会受講者を年間40人 パソコンボランティア養成 年間28人 パソコンボランティア派遣回数 年間150回		障害福祉課
障害者の人権	障害者社会参加促進	22,985	3章 - 4 - イ -	障害のある人たちにとっては、社会参加する上で様々な障壁(バリア)があるため、なかなか生活の場に広がりが出てこない。 また、社会活動への積極的な参加のためには、それらの障壁をなくすための様々な施策が必要である。	障害者の社会参加を促進するために要約筆記奉仕員・手話奉仕員等の積極的な養成(特に数値目標は設けていない。)、各種生活訓練事業等を通して社会参加を推進する。		障害福祉課
障害者の人権	コミュニケーション支援体制整備事業(新規)	4,541	3章 - 4 - イ -	聴覚障害のある人たちにとって、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション支援がなければ講演会等に参加する機会がなかなか得られない。 しかしながら、現状では手話通訳、要約筆記等を配置した講演会は まだまだ少ないのが現状である。	県の主たる講演会については、これらのコミュニケーション支援が行われることが基本となるようにルール化を図り、これらの取組を県内市町村や民間団体等にも普及させる。		障害福祉課

障害者の人権	和歌山県障害者権利擁護相談室(ハートフル110番)設置	3,072	3章 - 4 - ウ -	和歌山市に設置した相談室が、県全域に対応している。弁護士による法律相談を月1回実施しているが、面談によるものであり、紀南地方の方には必ずしも利用しやすい状況とはなっていない。	障害者が利用しやすい条件整備を目指す。		障害福祉課
障害者の人権	相談員活動強化	999	3章 - 4 - ウ -	障害のある者の自立支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障害者の地域活動の推進や資質の向上に努める必要がある。	研修会を紀北地域・紀南地域それぞれ1回開催		障害福祉課
障害者の人権	障害児(者)地域療育等支援	96,207	3章 - 4 - ウ -	在宅障害者の福祉の向上を図るため、各種相談サービスの提供を行う。	各障害保健福祉圏域で実施(7地域)		障害福祉課
障害者の人権	知的障害者生活支援	5,183	3章 - 4 - ウ -	就労している知的障害者の相談に応じ、助言することで地域生活の安定と福祉の向上を図っている。 施設から地域への生活移行を進めていく中で、障害者の多様なニーズに対応することが課題。	障害者の安定した地域生活を支援する。		障害福祉課
障害者の人権	居宅支援サービス	376,250	3章 - 4 - ウ -	障害のある人たちが、地域でその主体性を尊重されながら、自分の望む人生を送るという真の意味での自立のためには、それを支えるための支援サービスが必要である。平成15年4月に支援費制度が始まり、障害のある人たちが在宅で生活したいという意欲の強さもおり、居宅支援サービスの需要は大きく伸びた。 平成18年度から施行される障害者自立支援法に基づき、必要な人に必要な支援が提供される体制を作っていくことが重要である。	市町村が居宅支援サービスを適正に提供することにより、障害のある人たちが地域で必要な支援を受け、自己決定しながら生活できるようにする。		障害福祉課
障害者の人権	障害者グループホーム運営補助	79,081	3章 - 4 - ウ -	知的障害者の地域生活を支援するために生活の場であるグループホームを整備する。	平成20年までに、約430人の生活の場を整備する。(定員ベース) 障害者自立支援法により見直しを検討		障害福祉課

障害者の人権	知的障害者援護施設整備	360,435	3章 - 4 - ウ -	養護学校卒業生や施設から地域移行した障害者の働く場の確保	紀の国障害者プラン数値目標(平成20年度末)通所授産施設300人増 障害者自立支援法により見直しを検討	障害福祉課
障害者の人権	有功ヶ丘学園改築整備(新規)	14,337	3章 - 4 - ウ -	有功ヶ丘学園は昭和29年に設置された知的障害児施設で、施設は築後39年を経過し、老朽化が進み、入所児童の処遇向上が困難な状況となっている。	老朽化が進んだ施設を建て替えることにより、入所児童の処遇の向上を図る。 18年度は、基本設計・実施設計を行う。	障害福祉課
障害者の人権	更生医療給付	46,695	3章 - 4 - ウ -	身体障害の軽減・回復を行うため、対象者の方に医療費の補助を行っている。	更生医療を受給できる医療機関等の更なる充実を図っていく。	障害福祉課
障害者の人権	地域精神保健福祉推進	1,226	2章 - 2 - (4) 3章 - 4 - エ -	各保健所において、精神障害者の家族を対象にした家族教室及び県民を対象とした精神保健福祉ボランティア研修を行っている。	精神障害者家族教室、ボランティア研修を実施する。	障害福祉課
障害者の人権	精神保健福祉センター運営	13,920	3章 - 4 - ア - 3章 - 4 - ア - 3章 - 4 - ウ - 3章 - 4 - エ - 3章 - 4 - エ -	県民を対象としたこころの健康講座を開催し、精神保健福祉の向上を図る。 ひきこもり相談従事者研修、精神保健業務に従事する新任者への研修を行っている。 入院患者の権利擁護のため精神医療審査会を毎月開催。また、精神保健福祉相談(来所及び電話)を常時実施。 精神医療審査会を毎月開催し、定期病状報告書の審査を行っている。	精神保健福祉に関する各種啓発を実施する。 心の健康の保持増進と精神障害者福祉を推進する。 精神医療審査会の運営、精神保健福祉に関する相談(来所・電話)を実施する。 措置入院者等の人権擁護のための定期病状報告の審査を行う。	障害福祉課
障害者の人権	障害者就業・生活支援センター運営委託	15,548	3章 - 4 - イ -	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業及び生活面の一体的な支援を行う。	障害者の就業及び生活面の一体的な支援を行う。	障害福祉課
障害者の人権	精神障害者社会復帰施設運営補助	639,525	3章 - 4 - イ - 3章 - 4 - エ -	精神障害者社会復帰施設の運営に要する費用の補助を行っている。	精神障害者生活訓練施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者福祉工場等の運営に要する経費の補助を行う。	障害福祉課

障害者の人権	精神保健福祉	608,564	3章 - 4 - ウ - 3章 - 4 - ウ - 3章 - 4 - エ - 3章 - 4 - エ -	通院医療費の公費負担を実施している。 各精神病院に対する実地指導を実施している。	精神保健福祉審議会、通院医療費等の公費負担を行う。 精神保健福祉について調査審議する精神保健福祉審議会を運営する。審議会は知事の諮問に答えるほか、知事に意見具申することができる。 入院患者の適正な医療を確保するため、精神科病院を実地に調査・指導する。	障害福祉課
障害者の人権	こころの健康相談	4,917	3章 - 4 - ウ - 3章 - 4 - ウ - 3章 - 4 - エ -	各保健所において、精神科医師によるこころの健康相談を実施している。	各保健所において、精神科医師によるこころの健康相談を実施する。	障害福祉課
障害者の人権	精神障害者在宅福祉推進	52,664	3章 - 4 - ウ - 3章 - 4 - エ -	在宅の精神障害者について、ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホームの利用に係る費用について助成を行っている。	精神障害者への在宅福祉サービスを充実する。	障害福祉課
障害者の人権	精神障害者社会復帰施設整備	28,779	3章 - 4 - ウ -	継続2カ所の精神障害者社会復帰施設の整備を行っている。	精神障害者社会復帰施設の施設・設備整備に対し補助する。	障害福祉課
障害者の人権	先天性代謝異常検査	17,314	3章 - 4 - ウ -	新生児の血液検査を実施し、疾病の早期発見を行うことより、乳児の死亡や障害の予防を図る。	心身障害の原因となるフェニルケトン尿症などの先天性代謝異常を早期発見・治療することにより障害の発現を未然に防止	健康対策課
障害者の人権	精神障害者退院促進支援	3,961	3章 - 4 - エ -	県内の精神科病院入院者を対象に事業を実施する。	精神科病院の社会的入院者の退院促進支援を行う。	障害福祉課
障害者の人権	社会的ひきこもり者社会参加促進	6,316	3章 - 9 - その他	2カ所の小規模作業所を「ひきこもり者社会参加支援センター」として指定し、社会的引きこもり者の社会参加を促進している。	NPOと協働し、相談事業を実施することにより、ひきこもり者やその家族等への支援を行う。	障害福祉課
障害者の人権	観光施設整備補助	22,270	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	高齢者や障害者を含め全ての観光客の利便性を図るため、環境・景観・バリアフリー等に配慮した環境整備を進める必要がある。	市町村が実施する観光施設等のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者が安心して観光ができるよう環境整備を支援する。	観光振興課
障害者の人権	元気のくに観光創生(おもてなし向上)	800	3章 - 4 - ア -	観光関連事業に従事する者を対象にバリアフリー研修等を実施し、適切なおもてなしの提供・人材育成を図る。	観光関連事業者に対するバリアフリー研修を実施する。	観光振興課
障害者の人権	高等技術専門学校運営	47,838	3章 - 1 - エ -	県内3カ所の高等技術専門学校で、11訓練学科で訓練を実施 H18年度応募者 157名中、女性26名	平成19年度までに、地域ニーズの変化を見ながら、訓練科目の見直し等を行う。	雇用推進課

障害者の人権	施設外訓練	4,770	3章 - 1 - 工 -	障害者、母子家庭の母等を対象に、民間の専修学校等に委託して職業訓練を実施。 H17年度訓練生 3名中、女性3名	現状の訓練を引き続き実施し、就業の促進を図る。 H18年度目標 女性11名	雇用推進課
障害者の人権	団塊の世代等中高年齢者雇用対策	8,871	3章 - 3 - カ -	平成16年度末のシルバー人材センター設置数は16箇所であり、全国と比べると低い設置率となっている。	未設置市町村に対する設置促進を図るとともに既存のシルバー人材センターの育成、指導を行う。 和歌山大学との共同研究として2007年問題検討委員会を組織し、中高年齢者の雇用対策を検討する。	雇用推進課
障害者の人権	雇用支援就職促進	10,856	3章 - 3 - カ - 3章 - 4 - イ - 3章 - 5 - イ -	県下の各ハローワークに相談員を設置(和歌山2名、他は1名の合計9名)し、就職困難者の相談業務等を実施。	就職困難者の雇用の促進及び職業の安定を図る。	雇用推進課
障害者の人権	求職者職場適応訓練	13,779	3章 - 3 - カ - 3章 - 4 - イ -	障害者・母子家庭の母等を対象に、事業主へ委託し、当該事業所への雇用を目的とした訓練を実施。	現状の訓練を引き続き実施し、訓練終了後の就職に結びつけ、就業の促進を図る。	雇用推進課
障害者の人権	障害者雇用対策	1,234	3章 - 4 - イ -	障害者の雇用情勢は以前として厳しく、平成17年6月時点では民間企業は障害者法定雇用率が2.01%と上回っているが、雇用率達成企業の割合は51.7%となっている。県をはじめとした地方公共団体においては実雇用率2.02%と法定雇用率を下回っている状況である。	障害者の雇用の維持及び雇用の場の確保を図る。	雇用推進課
障害者の人権	障害者就業支援	3,409	3章 - 4 - イ -	障害者雇用協力事業所の拡大を図るとともに就労時等のサポートをする就労支援者(ジョブサポーター)を育成し、人的支援体制の整備を図る。	ジョブサポーターのスキルアップのための研修を実施するとともに、ジョブサポーターの派遣を行う。また求人開拓員により働く場所の開拓を実施する。	雇用推進課
障害者の人権	障害者職業能力開発	11,167	3章 - 4 - イ -	障害者を対象に職業訓練を実施	平成19年度までに、県内で85名規模で事業展開する。	雇用推進課
障害者の人権	高等技術専門学校再編(新規)	106,439	3章 - 4 - イ -	障害者の受け入れ体制が不十分 小児化等による定員割れ 民間との役割分担が必要	訓練科目の新設 総合実務科(障害者対象) 訓練科目の再編 OA経理課 観光ビジネス科 3校を2校に統合 (1) 塑性工芸科(田辺)、溶接技術科(新宮) 溶接板金科(田辺) (2) 建築科(新宮) 委託	雇用推進課

障害者の人権	交通安全施設等整備(バリアフリー施策)	3,080,000	3章 - 4 - イ - 3章 - 6 - イ -	狭くて段差がある歩道や傾斜のある歩道、また、歩道のついていない道路などが、身体に障害のある人の自由な通行を妨げている。 従来の既設道路案内標識は、外国語併記が未整備。	歩道の新設や拡幅、段差解消、勾配修正、また、点字ブロックの敷設。 外国語を併記した道路標識の整備。		道路保全課
障害者の人権	福祉のまちづくり推進	4,795	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	公共的施設等のバリアフリー化を促進し、障害者や高齢者等が自由に行動できる福祉のまちづくりを推進する。	既存の不特定多数が利用する公共的施設(民間)、住宅等のバリアフリー化を促進し、高齢者、障害者の使いやすい施設とするため、施設改善のアドバイザーを派遣する。 障害者、高齢者、子どもを連れた親等、行動に一定の制約が課せられる人に対し、必要な情報を継続的に福祉のまちづくりマップホームページで提供する。		都市政策課
障害者の人権	情緒障害児特別体操教室	612	3章 - 4 - イ -	(現状) 和歌山大学障害児運動教育研究会に委託して、親子でスポーツに親しみ、体力づくりをすることを目的に平成18年4月20日～平成19年2月8日まで(16回)実施する。 (対象) 幼児(5歳)から小学6年生まで	参加希望者が多く、いつもオーバーしているのが現状である。(定員20名)指導者の人数にもよるが、全員が参加できるように研究したい。		スポーツ課
障害者の人権	FAX110番の整備	-	3章 - 4 - イ -	昭和63年8月8日から運用を開始しているが、携帯電話の普及等により年々利用度が減少し、昨年度の利用は3件となっている。	現状維持		警察本部 地域指導課 通信指令室
障害者の人権	メール110番の整備	121	3章 - 4 - イ -	平成14年11月1日の運用開始後、毎年1月10日の110番の日に合わせて「和歌山ろう学校」においてメール110番の講習会を開催し、使用方法・実技指導を行っている。 また、和歌山県警ホームページにも掲載し、利用を呼びかけている。	和歌山ろう学校における講習会を定着させるとともに関係機関を通じ、全聴覚障害者・言語障害者に対する広報を実施し利用を呼びかける。		警察本部 地域指導課 通信指令室

障害者の人権	交通バリアフリー対策の推進	26,399	3章 - 3 - ケ 3章 - 4 - イ -	<p>視覚障害者用に、視覚障害者用付加装置(鳥のさえずりによる誘導)や歩行者支援装置の整備、道路横断に時間がかかる高齢者等に高齢者等感応信号の整備、また、歩行者の安全を図るため、音声案内による音響式歩行者誘導付加装置の整備等を推進している。</p> <p>視覚障害者用付加装置の運用方法について、 音量を大きくしてほしい 稼働時間を遅くまで鳴らしてほしい 等の要望を踏まえ、周辺住民の理解と協力を得ながら運用している現状にある。</p>	<p>交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路等において、信号機のバリアフリー化率を平成19年度までに約8割以上整備する。</p> <p>今年度事業のうち約半数を年内に運用し、残りを年度末までに整備する。</p>		警察本部 交通規制課
障害者の人権	障害者に配慮した免許事務	168	3章 - 4 - イ -	<p>(社)和歌山県聴覚障害者協会から毎月2回講師を招聘し、窓口事務担当職員を対象に、1回2時間の手話技能講習を実施し、窓口業務を推進している。</p> <p>勤務年数の長い職員は、中級程度の手話技能を取得し、窓口事務を推進しているが、人事異動等により担当者が入れ替わることから、今後も継続的に実施していく必要がある。</p>	<p>窓口事務担当者全てが中級程度の手話を会得し、聴覚障害者に優しい運転免許行政を推進する。</p>		警察本部 運転免許課

同和問題	人権行政総合調整	19,206	2章 - 1 2章 - 3 - (1) - イ 2章 - 3 - (2) 3章 - 公権力と人権 3章 - 2 - 工 3章 - 5 - 工 3章 - 5 - オ - 3章 - 5 - オ - 3章 - 5 - オ - 3章 - 9 - その他 4章 - 1 - (1) 4章 - 1 - (3) 4章 - 2 - (1) 4章 - 2 - (2) 4章 - 2 - (3)	人権が尊重される社会の実現のため、人権施策推進協議会の運営、人権同和施策推進委員に対する指導、他都道府県・市町村との連携を行っている。しかし、今なお様々な偏見から生じる差別や虐待などの人権侵害が発生している。また、効果的な人権啓発を推進するため、部落史編纂支援をする。	・国・都道府県・市町村との連携の強化 ・人権同和施策推進委員の会議の運営を通して職員の資質の向上 ・市町村と連携しての部落史編纂支援	人権政策課
同和問題	人権課題克服のための調査・支援「就労ナビ」	4,866	2章 - 3 - (1) - イ 3章 - 3 - カ - 3章 - 4 - イ - 3章 - 5 - イ - 3章 - 6 - オ 4章 - 1 - (3) 4章 - 1 - (4)	働く意欲がありながら、それぞれが抱える人権課題(障害者、中高年齢者等)により就労が実現できない「就職困難者」がかなりの数で存在すると推測される。	・市町村において、就労困難者についての実態調査を行いその原因を解明し、支援計画を策定するとともに、市町村に設置する就労センターを拠点に就労ナビ専門員(NPO団体も含む)が一人一人に応じた支援を行うことにより、人権課題を克服し雇用・就労に結びつける。今年度は3市町村でモデル的に実行	人権政策課
同和問題	人権課題克服のための調査・支援「人権課題現況調査」	21,507	4章 - 2 - (1)	すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権に関する課題の現状を把握し施策を検討するため、人権課題現況調査を実施する。	・平成18年度末までに調査・分析・公表	人権政策課
同和問題	人権施策推進審議会運営	1,519	2章 - 3 - (2) 4章 - 1 - (1)	審議会において、人権施策の基本的事項に関する審議を行う。広域的に取り組む必要がある人権侵害事件について人権処理委員会で審議を行う。	・学識経験者の審議を通してすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現	人権政策課
同和問題	市町村同和对策事業債利子補給	32,634	3章 - 5 - 工	市町村が単独で発行した発行した同和对策事業債について支払う利子について財政力指数に基づいて支援を行う。	・平成24年に終了	人権政策課
同和問題	同和地区経済更生資金貸付及び金融指導	4,440	3章 - 5 - 工	同和地区関係零細企業者の経済更生、地域産業の振興を図るための貸付金。	・平成28年に終了	人権政策課
同和問題	同和地区新規開業者金融対策	11,960	3章 - 5 - 工	同和地区関係者が新規開業を行い、経済の安定と生活の向上を図るための貸付金。	・平成28年に終了	人権政策課

同和問題	同和対策住宅新築資金等滞納処分促進対策	11,631	3章 - 5 - 工	社会情勢の変化により、借受け人から市町村への償還に滞納金がある。 しかしながら、市町村から県への償還は100%償還されているため、市町村の財政を圧迫している。	平成38年度が最終償還完了予定年であるが、現在滞納している案件については本制度を利用し速やかに処理	人権政策課
同和問題	小規模事業経営支援(うち若手後継者育成)	6,050	3章 - 1 - ア -	女性経営者及び女性の事業専従者が置かれている環境は千差万別であるが、家事労働の分担の問題等、全ての女性が能力を十分に発揮できる環境とはいえない。	女性が経営者としてあるいは事業従事者として、その能力を最大限に発揮し、経済活動や地域活動に参画することを目指し、各種セミナー等を開催する。	商工振興課
同和問題	小規模事業経営支援	147,557	3章 - 5 - イ -	小規模零細企業を取り巻く社会経済環境は厳しく、経営・雇用等が不安定な状況にある。	零細担当経営指導員による指導により、小規模零細企業の経営及び雇用が安定し、生活基盤が強固となることを目指す。	商工振興課
同和問題	地場産業活性化支援事業補助	2,000	3章 - 5 - イ -	本県の地場産業は素材生産のウエイトが高く、最終消費者のニーズ把握等が弱い。そのため製品企画開発力、情報収集力に課題がある。	産地組合等が実施する新商品開発、販路開拓、人材育成事業に対し、助成する。	商工振興課
同和問題	皮革産業総合振興	13,643	3章 - 5 - イ -	一次製品の素材生産が主であり、消費者ニーズや需要動向が把握しにくく、各種見本市への出展や技術者の人材育成が必要である。	需要開拓:首都圏皮革見本市への出展及び海外展示会への出展助成 技術指導:零細皮革企業を対象とした巡回技術指導の実施。	商工振興課
同和問題	農林漁業人権啓発推進	627	3章 - 5 - ア -	農林漁業関係団体の研修責任者を対象として人権啓発研修を実施している。	研修参加者(H18予定) 179団体、250人	経営支援課
同和問題	経営構造対策推進	8,978	3章 - 5 - イ -	効率的な農業経営体を育成確保するためのアドバイザーを設置している。	担い手コンダクター 4人	経営支援課
同和問題	経営構造対策	250,923	3章 - 5 - イ -	農業経営体を育成確保するための基盤整備や施設整備を実施している。	H18年度は6地区で各種の整備事業を実施。	経営支援課
同和問題	生活営農資金融資	1,258	3章 - 5 - イ -	小規模な農林漁家が経営安定や生活環境の整備を行うための資金を確保する。	H18年度貸付枠 3億円	経営支援課
同和問題	農業制度資金管理「農山漁村経営改善資金特別融資」	10	3章 - 5 - イ -	平成8年度までに貸付けた経営改善資金の残高に対する利子補給であり、後年度負担のみ。		経営支援課
同和問題	小規模土地改良	149,054	3章 - 5 - イ -	同和問題解決に向けた今後の主要な課題として、産業等でお存在している格差の是正。	小規模農家の経営安定のため、農業基盤の整備を促進し、自立経営に向けた取り組みを支援する。	農地整備課

同和問題	和歌山の野菜花き産地活性化	13,845	3章 - 5 - イ -	作付面積や担い手の減少、輸入が増加している中で、国内外の産地間競争に対応できる競争力のある野菜・花き産地づくりを行うため、安全・安心、高品質化、低コスト化、省力化を進めることが必要となっている。	JAや営農集団を対象に、流通体制の整備や、生産の低コスト化、省力化を進めるための共同利用機械の導入を図り、生産性の高い産地づくりを進める。	果樹園芸課
同和問題	バイオマス循環・利活用推進	10,241	3章 - 5 - イ -	畜産業の振興を図るため、地域と調和した健全で安定的な資源循環型畜産経営の確立を目指す必要がある、環境への負荷の低減や資源循環を促進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を支援する。	家畜排せつ物の管理基準適用農家の構造施設整備並びに管理基準の遵守	畜産課
同和問題	アグリミス等チャレンジ21	5,931	3章 - 1 - ア -	農村女性は、農業・農村の重要な担い手であり、地域を活性化の上で不可欠な存在となっている。そのため、経済的自立支援等女性参画に向けた啓発・実践活動を展開させ、女性の社会参画、経営参画を推進する。	家族経営協定の推進 締結農家数(H22目標値策定中) 女性の農業士育成 女性の農業士数(H22目標値策定中) 女性起業グループの育成 女性起業グループ数(H22目標値策定中)	果樹園芸課
同和問題	緑の山村地域力再生(新規)	50,000	3章 - 5 - イ -	山村地域は過疎・高齢化が一段と進み、里山の荒廃や所得の低下等集落機能が著しく低下している。一方、山村には豊かな魅力ある資源が存在することから、これらを活用した地域力の再生が重要である。	多様な山村の産物やUJターン者を含めた山村住民等の魅力ある山村資源を活用し、地域力再生による定住を促進、山村地域の振興を図る。	定住促進課
同和問題	漁業後継者対策	1,528	3章 - 1 - ア -	漁業就労者は男性が多いため、男性中心の社会になってしまっているのが現状である。 男女共同参画の推進のためにも、県漁協女性部連合会の活動の支援、女性漁業者の起業化の促進、女性漁業士の育成認定を行い、女性の参画を促進する必要がある。	平成18年度は漁業士の認定を行う予定であり、漁村生活の向上や魚食普及を通じた漁村地域の活性化に中核的な役割を果たしている女性を積極的に漁業士として認定する。	水産振興課
同和問題	漁業経営構造改善	57,022	3章 - 5 - イ -	採貝漁業は、現在磯やけ等のため、壊滅状態に近い状況にある。地元の町からの要望に応じ、アワビ、トコブシ資源の維持増大を図る投石による「築いそ」事業(国交付金事業)を国に働きかけたい。	採貝漁業をできるだけ早期に再建し、関係漁業者の生活安定を図る。	水産振興課

同和問題	藻場回復推進	4,730	3章 - 5 - イ -	採貝漁業は、現在磯やけ等のため、壊滅状態に近い状況にある。そのため、地先海域において母藻投入による藻場回復推進事業(県単独事業)を実施することとしている。藻場回復推進事業は、平成16～18年度の3カ年の予定で事業実施中である。	採貝漁業をできるだけ早期に再建し、関係漁業者の生活安定を図る。		水産振興課
------	--------	-------	--------------	---	---------------------------------	--	-------

外国人の人権	国際交流センター管理運営	40,103	3章 - 6 - ア - 3章 - 6 - イ - 3章 - 6 - イ - 3章 - 6 - イ -	当センターにおいては、在住外国人のため相談員を配置するとともに、法律等専門家相談会を実施し、生活していくために必要な相談に応じている。 また、在住外国人への理解を深めるため、諸外国の文化・宗教などを理解するための事業を実施し、さらに在住外国人向けに和歌山での生活をサポートする外国語による情報誌を発刊している。	在住外国人の方々が安心して暮らせるよう、より身近なセンターを目指し、外国人相談事業をはじめ、各種事業の充実を図っていく。特に今年度から、指定管理者制度導入に伴い、開館日数を週5日から6日に増やし、利用者の利便性の向上を図る。	文化国際課
外国人の人権	国籍条項の検討	-	3章 - 6 - カ -	定住外国人の地方自治参画の観点からこれまで33の職種について国籍要件を撤廃してきた。	公務員の任用に関する基本原則を踏まえつつ、引き続き職務の内容と国籍要件を検討し、適切に対処。	人事課・人事委員会
外国人の人権	防災ボランティア登録制度	300	3章 - 6 - イ -	防災訓練、防災ボランティアコーディネーター研修を行っているほか、和歌山県地震防災対策アクションプログラムにおいて、災害時のボランティアセンター設置運営について検討中	災害時に円滑なボランティア活動が行われるよう、ボランティアセンター等の環境整備、ボランティア団体との連携強化を図る	総合防災課
外国人の人権	国保業務事務打合せ	4,906	3章 - 6 - エ	保険者(各市町村)に対する助言の中で周知が図られるよう要請する(定住外国人への国保加入制度の周知)	数値目標は困難。市町村への助言の際必ず要請	健康づくり推進課

感染症・難病	市町村老人保健事業支援	252,510	3章 - 5 - ウ -	平成14～16年度までは市町村事業に対し集合健診補助制度を実施したが、平成17年度からは県が実施主体となり移動保健所健康検査事業として、検診受診率が低く、生活習慣病の割合が高い地区を対象に健康教室、健康検査、栄養指導、事後指導等を実施する。	検査受診率が低く生活習慣病の割合が高い地区を対象に検診事業・健康教室等を実施することにより地域間格差をなくし、受診率の向上を図る。	健康づくり推進課
感染症・難病	感染症対策(トラホーム)	43	3章 - 5 - ウ -	トラホームの瘢痕治療を継続されている方に対しトラホームの治療費補助を行っている。	トラホームの治療費補助を行う。	健康対策課
感染症・難病	エイズ予防対策	6,508	3章 - 7 - ア - 3章 - 7 - ア - 3章 - 7 - イ -	HIV(エイズウイルス)感染症に対して、発病すれば必ず死亡するなどの誤った知識などから、HIV感染者やエイズ患者に対し偏見や差別が生まれており、偏見や差別の解消ため正しい知識などの啓発を行っている。 わが国において、HIV感染者数が増加しており、感染者で若者の占める割合が高く、正しい予防法や正しい知識の普及を図るとともに病気に対する差別や偏見をなくすための啓発を行っている。 HIV感染者、AIDS患者への適正な医療の提供のため、県内で2カ所のエイズ拠点病院、1カ所の協力病院の整備や、感染者や患者、その家族への心のケアのため派遣カウンセラーによる相談も行っている。	エイズ/HIVに関する草の根研修の実施や世界エイズデーin和歌山での啓発を行う。 高校におけるピア・エデュケーション事業を実施する。 エイズ拠点病院、協力病院へのエイズカウンセラーを派遣する。	健康対策課

感染症・難病	ハンセン病対策	3,877	3章 - 7 - ア - 3章 - 7 - ウ -	らい予防法(平成8年廃止)による、隔離政策のもとハンセン病への強い偏見差別が社会に根づいてきた。県民にハンセン病を正しく理解してもらうため「ハンセン病を正しく理解する週間」などを活用し啓発事業を行っている。 かつてハンセン病を患った方が、ハンセン病に対する偏見や差別が解消されなかったため、病気快復後も退所することもできず、長期間にわたり家族や故郷に帰ることが出来なかった。すこしでも故郷の空気に触れていただけるよう里帰りや、療養所訪問を行っている。	パンフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成・配布する。 ラジオスポット、人権フェスタ(パネル展、映画上映)による啓発を行う。 ハンセン病療養所入所者の里帰りやハンセン病療養所入所者と県民とのふれあい事業を実施する。	健康対策課
感染症・難病	難病患者の人権に関するパンフレット作成・配布	-	3章 - 7 - ア -	パンフレット「難病について知っておきたいこと」を「ふれあい人権フェスタ」等のイベント時に、県民の方に配布して、啓発に努めている。	パンフレット「難病について知っておきたいこと」を作成・配布し、正しい知識の普及啓発に努める。	健康対策課
感染症・難病	難病対策	933,295	3章 - 7 - イ -	特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ医療費も高額であるため、医療費の公費負担を行い、患者負担の軽減を図っている。今後も、適正な執行に努める。	国指定45疾患・県指定5疾患について、治療研究を行い、医療費の一部を公費負担する。	健康対策課
感染症・難病	難病患者等居宅生活支援	3,983	3章 - 7 - ウ -	市町村への補助事業であり、事業内容等について市町村への周知を一層図り、事業の適正な執行に努める。	ホームヘルプサービス、ショートステイ及び日常生活用具給付事業を実施する市町村に対し補助を行う。	健康対策課
感染症・難病	難病患者相談支援「難病患者在宅ケア」	1,835	3章 - 7 - ウ - 3章 - 7 - ウ -	保健所において、医療相談、訪問診療及び訪問相談を実施する。	難病患者の在宅療養促進を図り、患者・家族のQOLの維持向上を支援するために訪問診療、医療相談及び訪問相談を実施する。	健康対策課
感染症・難病	難病患者相談支援「重症神経難病患者療養支援ネットワーク」	3,695	3章 - 7 - ウ -	重症神経難病患者に係る在宅療養支援及び入院転院の受入調整を行うため、関係機関との連絡、協力体制を一層強化する。	重症神経難病患者の療養生活を支援する医療連携システムを充実する。	健康対策課

感染症・難病	難病相談・支援センター設置運営(新規)	8,048	3章 - 7 - ウ - 3章 - 7 - ウ -	本県には、約5,000人の難病患者(国指定45特定疾患患者数)があり、年々増加かつ重症化している。難病は症例数が少なく、かつ原因不明で治療方法が未確立な疾病のため、患者や家族は様々な不安や困難を抱えて生活をしている。	子どもから大人まで全ての難病患者や家族の相談に応じ、必要な支援を行う機関として「難病・子ども保健相談支援センター」を設置し、患者・家族をサポートし、自立と社会参加を促進する。	健康対策課
感染症・難病	難病等長期療養児支援	1,929	3章 - 7 - ウ -	難病の子どもの様々な療養に関する相談を受け、関係機関への紹介、保健・医療・福祉等の情報提供などを行い問題の解決に当たる。またこれら難病の子ども家族会の交流会開催・プレイリーダーの養成等患者・家族会の支援を行う。	難病の子どもたちが、地域で安心して家庭、学校等での生活を送れるための支援・相談事業を実施する。	子ども未来課

犯罪被害者と	和歌山県被害者対策連絡協議会との連携	14	2章 - 3 - (1) - 工 3章 - 8 - イ -	警察本部長を会長として、知事部局、関係機関団体による協議会を設置し、担当者会議を開催する等連携の強化に努めている。	犯罪被害者等基本計画の実践に向けて、関係機関団体との連携を深め総合的な支援の実施に努める。	警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	相談ネットワーク	-	2章 - 3 - (1) - 工	県レベルでは警察本部、知事部局、弁護士会等17関係機関団体が参加したネットワークを構築、警察署レベルでは全警察署においてネットワークを構築し、適切な相談対応に努めている。	既構築ネットワークの連携充実に努める。	警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	犯罪被害者対策	-	3章 - 8 - ア -	各種会合や広報誌等による広報啓発の他、紀の国被害者支援センターと連携し、支援フォーラム等を開催し広報啓発に努めている。	紀の国被害者支援センター等関係機関と連携した、各種広報啓発を推進する。	警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	被害者支援専科教養(職員研修)の実施	-	3章 - 8 - ア -	毎年1回、警察署配置の被害者支援員等に対し警察学校において専科教養等を実施している。	計画的・効果的な職員研修を推進する。	警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	警察安全相談員に対する事前教養	51	3章 - 8 - ア -	警察本部、警察署配置の警察安全相談員に対して、配置前の任用研修を実施している。	既配置警察安全相談員に対する研修の計画的推進を図る。	警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	二次的被害の軽減	-	3章 - 8 - ア -	対象事案が発生した場合、マスコミの過剰な取材や報道による被害者や家族等への二次的被害の軽減を図るため、マスコミに対し取材自粛申し入れを実施することとしている。	対象事案の適切な見極めと効果的な自粛申し入れを推進する。	警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	相談窓口への女性の相談員の配置	-	3章 - 8 - イ -	性犯罪相談などの対応を充実するため、県下全警察署に専門の女性警察官を配置し対応している。	施策の継続と、女性警察官の研修等によるレベルアップを図る。	警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	犯罪被害相談窓口の利用促進	209	3章 - 8 - イ -	警察本部設置の総合相談・各種相談(悪質商法、少年、女性、銃器、薬物等)電話や窓口、警察署の相談係利用促進のため、各種会合、広報誌等により広報啓発に努めている。	継続的広報等による県民への周知と利用促進を図る。	警察本部 警察相談課

犯罪被害者と	民間ボランティア団体との連携の強化	700	3章 - 8 - イ -	被害者の要望に沿った総合的な被害者支援活動を効果的に推進するため、紀の国被害者支援センターと連携を強化し、ボランティア相談員による電話相談や裁判傍聴、付添支援等の被害者支援活動を行っている。	更なる連携強化と早期援助団体認定に向けた活動を推進する。		警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	カウンセリング体制の強化	35	3章 - 8 - イ -	被害者等の精神的負担苦悩を緩和するため、主要医療機関の精神科医と連携し、カウンセリングの要請に対応している。	カウンセリング体制の充実と県民への周知と利用促進を図る。		警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	犯罪被害給付制度の周知と給付促進	50	3章 - 8 - イ -	犯罪被害者等の経済的・精神的負担の緩和措置として「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づき対応している。 また、対象被害者等に対して、「被害者の手引き」を交付する等支給制度の周知と給付促進を図っている。	被害者等への周知の徹底と迅速、適正な裁定を行う。		警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	犯罪被害者サポート	1,765	3章 - 8 - イ -	犯罪被害者の遺族等の経済的負担を軽減するため、司法解剖に伴う遺体搬送費用を公費で負担する。	遺族等への周知徹底等適切な対応に努める。		警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	被害者相談窓口の充実	-	3章 - 8 - エ -	警察本部に専門員による総合相談・各種相談(悪質商法、少年、女性、銃器、薬物等)窓口を設置、警察署にも警察安全相談員等を配置した相談係を設置し、電話や面接により対応している。	平成19年度までに、県下14警察署へ警察安全相談員を配置する。		警察本部 警察相談課
犯罪被害者と	ストーカー・配偶者暴力対策	-	3章 - 1 - カ -	ストーカー規制法・配偶者暴力防止法の厳正かつ的確な運用を図っている。	引き続き、ストーカー規制法・配偶者暴力防止法の厳正かつ的確な運用を推進		警察本部 生活安全企画課
犯罪被害者と	ストーカー・配偶者暴力対策広報啓発活動	60	3章 - 1 - カ - 3章 - 8 - ア -	平成17年3月に県警察のホームページで、ストーカー・DV事案の相談窓口等を掲載している。 また、平成17年末のストーカー規制法の解釈等の見直しに伴い、啓発ポスターを作成し、各署での啓発活動を推進している。	啓発ポスター・広報紙を通じ、各署での啓発活動を推進する。		警察本部 生活安全企画課

犯罪被害者と	ストーカー・配偶者暴力相談受理解体制の整備	-	3章 - 8 - イ -	平成17年中の相談件数は、前年に比べ、ストーカー関係は減少しているが、配偶者暴力関係は増加の傾向にある。 また、女性からの相談等に対しては、可能な限り、女性警察官による対応に努めている。	更なる相談受理解体制の強化を図る。		警察本部 生活安全企画課
犯罪被害者と	きのくに安全安心タウン	6,447	3章 - 8 - エ -	警察のホームページへ「犯罪マップ」(県下の各市町村別の犯罪状況を示した地図)を掲載し、安全な暮らしの実現のために子供被害にかかる声かけ事案などについて「子供危険地図」も併せて掲載し、県下の犯罪発生状況を明確にし、県民被害に係る犯罪の発生を減少させている。	ジスタット(犯罪情報地理分析システム)を活用した県民への効果的な情報発信による犯罪予防を図る。		警察本部 生活安全企画課
犯罪被害者と	きのくに安全安心ステーション	23,902	3章 - 8 - エ -	県下最大規模の歓楽街地域において、警備業者による防犯パトロールを実施し、粗暴事案など犯罪の発生を予防し、同地域(JR和歌山駅周辺及び田辺駅周辺)の犯罪発生を減少させている。 相次ぐ自主防犯パトロール団体の設立に見られるように自主防犯に関して、地域住民の関心は高まってきている。	警備業者による防犯パトロールを実施し、繁華街の治安維持と県民の自主防犯意識の高揚を図る。		警察本部 生活安全企画課
犯罪被害者と	性犯罪被害者対策	198	3章 - 1 - カ -	性犯罪被害者に対して事情聴取、支援等を行う女性捜査官を配置して対応している。 性犯罪被害に係る相談電話を設置するなどし、被害者の精神的、経済的負担の軽減を図っている。	警察署等に配置した女性警察官から適任者を担当官として指定し、専門講習を実施する。		警察本部 捜査第一課
犯罪被害者と	再被害防止の強化	-	3章 - 8 - ウ	被害者やその家族との連携を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じた身辺の警戒、法務関係機関との連携などの保護対策を実施している。	関係機関との連携を強化して、的確に対応する。		警察本部 捜査第一課

環境と人権	わかやまストップ温暖化戦略	4,508	3章 - 環境と人権	平成16年度 温暖化防止推進員59名を養成	平成18年度までに150名の推進員の養成		環境生活総務課
環境と人権	わかやま環境保全活動・学習推進	2,958	3章 - 環境と人権	学校や自治体、事業所、住民団体の研修会へ環境学習アドバイザーを派遣し、啓発等に努めている。平成17年度登録者106名、派遣実績51件、参加者2,600名。中学校指導者用環境学習プログラムを配付し、現場での活用を促している。今後、環境教育推進法に基づき環境教育・環境保全活動の支援施策等を整備・統括する基本方針の策定が望まれる。	環境学習アドバイザー派遣実績を前年度比20%増にし、環境保全意識・活動等を啓発する。アドバイザーの登録更新について改善する。小学校指導者用環境学習プログラムを配付し、現場での活用を促す。また、現行の環境教育・環境保全活動の支援施策等を整備・統括する環境教育・保全活動の活性化のための基本的な方針を策定する。		環境生活総務課
環境と人権	環境マネジメントシステム推進	1,106	3章 - 環境と人権	和歌山県環境基本条例の理念に則り、法令の順守はもちろんのこと、環境関連施策を積極的に実施するとともに、オフィス活動の推進等、環境にやさしい行政運営に努めている。	実行計画に基づく環境負荷への低減及びISO14001認証の継続。		環境生活総務課
環境と人権	農業集落排水推進強化対策	787	3章 - 環境と人権	農村に生活する女性の立場から生活排水や農村環境に関する調査研究を行い、農村の豊かな自然、きれいな水、緑豊かな自然環境を守り、活力と潤いのある農村を目指す。	新たな事業地区への取組を啓発するとともに、事業完了地区での接続率の向上及び家庭でできる環境に優しい取り組みの啓発活動を行う。		農村計画課
環境と人権	木の国森林づくり	900,582	3章 - 環境と人権	(現状) 林業の低迷による放置森林の増大 (課題) 森林環境の保全 (現状) 山村の過疎化と人口の高齢化 (課題) 山村における雇用の創出と担い手の確保	受託契約率を10月末までに100%とする		森林整備課
環境と人権	「緑の雇用」環境林担い手づくり	297,000	3章 - 環境と人権	(現状) 林業の低迷による放置森林の増大 (課題) 森林環境の保全 (現状) 山村の過疎化と人口の高齢化 (課題) 山村における雇用の創出と担い手の確保	発注率を12月末まで100%とする		森林整備課

環境と人権	公正な採用選考のためのパンフレット作成	150	2章 - 2 - (3) - イ	新規卒業生となる中・高校生の就職に関わり、その採用を決定する事業主が、公正な判断による採用選考を進める必要がある。	公正な採用選考のために、啓発パンフレットを作成し、新規学生者及び企業に配布する。		総務学事課・雇用推進課・県立学校課
環境と人権	環境教育の推進	-	3章 - 環境と人権	「学校における環境教育指針」(平成15年度策定)に基づき、児童生徒に対し、発達段階に応じた環境教育を推進する必要がある。	環境生活総務課との連携により、環境教育を体系的、効果的に進め、内容の充実を図る。		小中学校課・県立学校課
環境と人権	きのくにエコスクール	2,018	3章 - 環境と人権	「きのくにエコスクール基準」の活用を図り、環境にやさしい学校づくりを推進する。	教職員と児童生徒が一体となって省資源、省エネルギー活動を実施する。 環境学習のリーダーとなる教員を養成する。		小中学校課・県立学校課

情報と人権	情報公開推進	2,288	2章 - 1 3章 - 公権力と人権 3章 - 情報と人権	職員に制度の適正な運用を徹底する必要がある。	研修会の実施。 (6月及び7月、6回)		総務学事課
情報と人権	個人情報保護対策推進	607	2章 - 1 3章 - 公権力と人権 3章 - 情報と人権	職員に制度の適正な運用を徹底する必要がある。	研修会の実施。 (6月及び7月、6回)		総務学事課
情報と人権	電子県庁推進	65,010	3章 - 情報と人権	ITを活用して、県民が安心、信頼して利用できる様々な行政サービスを実施し、県民の利便性を向上させるとともに業務改革を図る。 電子申請システム構築・運用など	電子申請システム構築・運用 平成18年度中に 県民が利用できる電子申請手続数を88手続きまで拡大		情報政策課
情報と人権	コンピューター運営 (情報セキュリティポリシー関連)	9,110	3章 - 情報と人権	個人情報の保護を目的の一つとして、情報の取扱いルールを定めるため、平成15年度に「和歌山県情報セキュリティ基本方針」、平成16年度に「和歌山県情報セキュリティ対策基準規程」及び「和歌山県情報セキュリティ共通実施手順書」を策定し、全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。今後はルールに沿って適正な取扱いが為されるよう、継続的な職員研修やチェックが必要である。	1 職員研修 (1)新規採用者研修 (H18.4実施) (2)管理職研修 (H18.5実施) 2 外部監査 本庁、振興局より監査対象課室を4課室選定し、第三者機関である外部監査人により、外部監査を行う。 3 内部監査 外部監査と連携した形で、本庁、振興局より2～3課室を選定し、内部監査を行う。		情報システム課
情報と人権	統合利用・セキュリティ基盤整備	182,218	3章 - 情報と人権	ICカードを用いた認証によりPCの利用者を特定するとともにFDやCD等の利用を制限する事により情報の流出を防いでいる。	サーバの安定稼働を目指し、情報セキュリティの保護に努める。		情報システム課

人権全般	職員研修	1,753	2章 - 1 2章 - 2 - (4) 3章 - 公権力と人権	職員により人権に対する意識に差があることから、今後より一層、その意識を高めていく必要がある。	職員の人権意識のより一層の高揚を図るとともに、人権行政の担い手としての自覚を高める。		人事課
人権全般	人権啓発	30,176	2章 - 1 2章 - 2 - (3) - ア 2章 - 2 - (4) 2章 - 2 - (5) 2章 - 3 - (1) - ア 3章 - 公権力と人権 3章 - 5 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 6 - カ - 4章 - 1 - (3) 4章 - 1 - (4)	人権行政の推進については、人権の保障を基本に置いた施策・制度の創設・運用や見直しに努めるとともに、人権に関する職員研修の充実に努める。 人権啓発については、国の地方機関や市町村と連携して活動を推進するとともに、県民や企業・NPO団体等の自主的・主体的な活動を促進し、さまざまな視点に配慮したきめ細やかな啓発活動を展開する。	・人権施策基本方針との整合性を図り、人権の視点に立った行政を推進 ・法務省人権啓発活動委託事業の効果的な実施 ・人権研修への講師派遣や研修教材の提供など、研修の充実・強化		人権施策推進課
人権全般	人権啓発推進	36,287	2章 - 2 - (3) - ア 2章 - 2 - (3) - イ 2章 - 2 - (4) 2章 - 2 - (5) 2章 - 3 - (1) - ア 3章 - 5 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 6 - ア - 3章 - 9 - 性同一性障害者の人権 4章 - 1 - (2) 4章 - 1 - (4)	各種人権啓発や研修等を実施し、県民全体の人権意識の高揚を図る。また、人権啓発センターや関係機関・NPO団体等が連携し、内容・手法等に創意工夫をこらした啓発活動を推進する。	・各種人権啓発事業(啓発資料の募集・作成、啓発ビデオの制作等)及び各種研修事業(人権セミナー、講師派遣、教材の作成・提供等)を県人権啓発センターに委託して適切に実施 ・県民や企業、NPO団体等と連携を図りながら、人権フェスタ等を開催		人権施策推進課
人権全般	人権啓発センター運営補助	61,033	2章 - 2 - (3) - ア 2章 - 3 - (1) - ア 3章 - 5 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 5 - ア - 3章 - 6 - ア - 4章 - 1 - (2)	人権啓発をより効果的に行うために設立した県人権啓発センターの基盤を強化し、さまざまな視点に配慮したきめ細やかな啓発活動の展開など、人権啓発組織としての機能を発揮させる。	・(財)和歌山県人権啓発センターの運営に要する経費を補助し、人権啓発組織としての機能を強化		人権施策推進課
人権全般	人権相談	3,033	2章 - 2 - (3) - ア 2章 - 3 - (1) - イ 2章 - 3 - (1) - ウ	専門職員による人権相談業務を通して、県民への啓発を行うとともに、相談機能の充実に努める。 平成17年度に設置した「和歌山県人権相談ネットワーク協議会」の活動を充実し、各相談・支援機関の連携を図る。	・平成18年度人権相談利用者数300人 ・スーパーバイザーの活用等による相談員の資質向上 ・和歌山県人権相談ネットワーク協議会における活動の充実		人権施策推進課

人権全般	人権啓発市町村助成	38,633	2章 - 2 - (3) - ア 2章 - 2 - (4) 4章 - 1 - (3)	県民全体の人権意識の高揚を図るため、市町村と連携して人権啓発活動を推進する。 市町村における特定職業従事者に対する人権教育・啓発の充実・強化を図るとともに、研修指導者の養成を支援する。 市町村との情報の共有、施策の連携を図るとともに、市町村が取り組む人権施策について支援等に努める。	市町村が実施する人権啓発事業を支援することにより、県内全域における効果的な人権啓発活動の実施を促進		人権施策推進課
人権全般	民間人権啓発活動委託	5,114	2章 - 2 - (3) - ア 4章 - 1 - (4)	県民全体の人権意識の高揚を図るため、NPO等民間団体と連携して人権啓発活動を推進する。	専門性や柔軟性、機動性に富んだNPO等民間団体に啓発事業を委託実施することにより、民間活動の活性化を図るとともに、人権尊重社会の実現に向けて県民の自主的・主体的な取組を推進 年間10事業 県民参加数1000人		人権施策推進課
人権全般	人権啓発市町村指導者養成研修	978	2章 - 2 - (4) 2章 - 2 - (5)	特定職業従事者(行政職員等)の人権意識を高めるため、人権研修の充実・強化を図る。 人権教育・啓発が地域等に浸透するよう、指導者の育成に努める。	市町村の人権啓発及び相談支援業務に携わる職員を対象に研修を実施し、必要な知識、技能の向上を図り、指導者を養成 研修会参加者数 100人		人権施策推進課
人権全般	わかやま「人権パートナーシップ」推進(新規)	636	2章 - 2 - (3) - イ	企業、NPO、自治会等の自主的・主体的な人権に関する取組を促進する。	企業、NPO、自治会等と県とが人権に関する取組の協定を締結し、県が協定締結企業等を重点的に支援する。 協定事業者数 400社(3年間)		人権施策推進課
人権全般	民生児童委員指導	138,632	2章 - 2 - (4) 3章 - 2 - ウ -	民生委員・児童委員は、県内に1966名(中核市除く)委嘱されており、その活動に際しては、地域住民の最も身近な相談者として、要援護者の私生活に関わることも多い。 このことから、民生委員法第15条の主旨を踏まえ、民生委員・児童委員が常に基本的人権を尊重する立場で取り組めるよう、研修等を通じて研鑽を深めていく必要がある。	各研修会において人権研修を委託実施 ・単位民児協会長・副会長研修会(8月末～9月頃) ・中堅(児童委員)研修会(6月下旬頃) ・新任民生委員・児童委員研修会(1月頃) 民生委員及び単位民生委員協議会の訓練等に係る費用を負担する。		福祉保健総務課
人権全般	運営適正化委員会設置運営	10,706	3章 - 3 - エ 3章 - 4 - ウ -	平成12年の設置以来、受け付けた相談は450件となり、福祉サービス利用者の利益の保護や権利擁護に寄与している。	運営適正化委員会で受け付けた苦情が、助言・斡旋等により適切に解決できるように、その活動を支援する。		福祉保健総務課

人権全般	地域福祉権利擁護	62,961	3章 - 3 - オ - 3章 - 4 - ウ -	平成12年の制度開始以来、認知症高齢者を中心に300件を超える契約実績があり、県内どの地域に住んでいてもスムーズに本制度が利用できるよう、体制を整備したところである。 なお、契約能力のない方に対する成年後見制度への移行が課題となっている。	全市町村社協での実施を支援するとともに、成年後見制度への移行並びに市町村長申立が円滑に進むように、関係機関との連携を図る。	福祉保健総務課
人権全般	団塊世代が地域の担い手(新規)	5,000	3章 - 3 - カ -	団塊世代の大量退職や、本格的な高齢社会の到来を迎え、高齢者の生きがいづくりが一層重要となる中、高齢者が地域福祉の担い手として活躍できる環境づくりを推進する必要がある。	高齢者が取り組むモデル的な地域支え合い活動を支援するとともに、地域活動のための養成事業や活動紹介ガイドブックなどを活用した情報発信を行う。	福祉保健総務課
人権全般	福祉サービスの第三者評価推進	2,788	3章 - 4 - ウ -	福祉サービスの質の向上と、利用者のサービスの選択に資するため、県第三者評価推進組織において、平成18年度より福祉サービス第三者評価を本格実施する。本格実施にあたり、制度の普及啓発及び受審促進を図る必要がある。	推進組織(県社協)の次の取組を支援するとともに、評価受審促進のため事業所に対し費用の2分の1を補助する。(上限15万円×5施設以内) ・評価調査者養成研修等の実施 ・評価機関の公募、認証 ・評価結果の公表(HP等)	福祉保健総務課
人権全般	地域福祉計画の推進(支え合いのふりさとづくり)	12,675	3章 - 5 - ウ -	地域福祉を推進するため、社会福祉法に規定される都道府県地域福祉支援計画として、「和歌山県地域福祉推進計画」を17年3月に策定した。 一方、市町村地域福祉計画の策定は着手済みを含め6市町にとどまっている。	市町村地域福祉計画の策定を推進するとともに、市町村における地域密着型のモデル的な事業等を支援していく。	福祉保健総務課
人権全般	隣保館活動助成	373,096	3章 - 5 - ウ -	地域住民の福祉の向上や人権課題の解決を図る隣保館の活動に対して補助(中核市を除く50館)しており、今後とも積極的に推進する必要がある。	各種相談事業や地域交流促進事業を実施する隣保館の運営に要する経費を補助するとともに、県隣保館連絡協議会等を通じて活性化のための研修を実施する。	福祉保健総務課
人権全般	隣保館整備	14,849	3章 - 5 - ウ -	地域住民の福祉の向上や人権課題の解決を図る隣保館の整備に対して補助している。	設置主体の市町村の整備計画を把握する。	福祉保健総務課
人権全般	ホームレス現状把握	-	3章 - 9 - 野宿生活者	平成15年1月の全国一斉調査では、ホームレスは県内に90名で、うち和歌山市が75名と全体の8割を占めている。 平成19年1月に再度全国一斉調査が行われる予定である。	福祉事務所における生活扶助等適用の状況を把握するとともに、和歌山市と連絡会議等を開催する。また、必要に応じてホームレス対策連絡会議を開催する。	福祉保健総務課

人権全般	看護学生人権研修	-	2章 - 2 - (2) - イ	看護師養成所において人権研修学習を実施し、看護職として必要な倫理を習得する。	看護職として必要な倫理についての基本的な考え方を修得する。		医務課
人権全般	看護職員生涯教育推進	-	2章 - 2 - (4)	看護管理者を対象に人権学習を実施し、看護管理者の資質向上を図る必要がある。	看護管理者として必要な倫理的な考え方や知識を修得する。		医務課
人権全般	あんしん子育て救急整備	12,939	3章 - 2 - イ -	小児救急医療の当番制については、那賀保健医療圏(公立那賀病院・土16:00～翌16:00迄)、橋本保健医療圏(橋本市民病院・毎木夜間)、田辺保健医療圏(社会保険紀南病院・365日実施)でそれぞれ実施されており、今後は他保健医療圏においての実施が課題となる。	県内7保健医療圏のうち、現在実施が行われている3保健医療圏以外の小児救急体制の整備		医務課
人権全般	子ども救急ダイヤル(#8000)	3,230	3章 - 2 - イ -	平成17年10月から「子ども救急相談ダイヤル(#8000)」を実施。	事業の周知を図り、相談件数の増加を目指す。		医務課
人権全般	救急医療対策	452,826	3章 - 6 - エ	わかやま医療情報ネットで、外国語対応できる医療機関の所在地、電話番号、診療科、診療時間、地図情報等を提供している。	外国語対応できる医療機関の登録数は460機関あるが、更に増加を図る。		医務課
人権全般	医療安全推進対策	4,021	3章 - 7 - イ -	相談者のプライバシー保護は必要なことだが、医療機関への苦情伝達の際、具体的な事例(氏名・病状等)を知らせないと、処理できない場合がある。	全ての相談に対して、プライバシーを保護		医務課

その他	税務職員初任者研修	-	2章 - 2 - (4)	<p>税務職員は、県民(住民)と接する機会が多く、人権の視点に立った税務行政を推進していくことが重要</p> <p>また、適正で公平な課税・徴収に努めることが必要</p> <p>このため、県及び市町村の税務職員初任者(1年未満)を対象に人権研修を実施</p>	初任者研修を6月中に実施		税務課
その他	市町村職員研修	-	2章 - 2 - (4)	<p>市町村職員研修協議会が、新規採用職員から幹部職員までの各階層別に人権研修を行っている。</p>	実施計画に基づき研修を実施し、人権意識の向上を図る。		市町村課
その他	消防職員等教育	-	2章 - 2 - (4)	<p>消防学校において、県内消防本部の新規採用消防職員、消防団の班長以上の団員等に対して、人権研修の時間を設定して実施している。</p>	<p>18年度予定</p> <p>1. 研修名 消防職員初任教育 実施時期 平成18年6月 対象者・人員 初任教育生 43名 内人権に関する時間数 10時間</p> <p>2. 研修名 消防団員幹部教育 実施時期 平成19年1月 対象者・人員 幹部教育生 43名 内人権に関する時間数 1時間</p>		消防保安課 (消防学校)
その他	薬事講習会	-	2章 - 2 - (4)	<p>販売業のほとんどが県外業者である。</p> <p>他府県では人権研修が実施されていないため、他府県で受講する場合は人権研修が未研修の現状である。</p>	対象者 368名 全員の人権研修の受講		薬務課

その他	薬物乱用対策	4,350	3章 - 2 - ウ -	薬物乱用防止教室、文化祭などで、中・高校生を対象とした予防啓発事業を実施しているが、乱用者は20歳代及び少年が多いので、学生以外の有職無職少年への啓発強化のため、県青少年課、県警察本部少年課が実施する補導活動へ参加し、啓発を行っている。 今後、より青少年への啓発の機会を開拓していくことが必要である。	事業目標 青少年を中心に薬物についての正しい知識の普及と乱用を許さない社会環境の構築 数字目標 青少年への啓発 ・青少年が参加する街頭啓発の実施 県内5地区×2回/年 ・薬物乱用防止教室など教育機関での啓発 県内9地区×5回/年		薬務課
その他	用地担当者研修		- 2章 - 2 - (4)	業務上、土地所有者等の財産や生活まで立ち入ることから、あらゆる人権についての教育、啓発が必要。	対人折衝の実践におけるマナー、言葉遣い等を含めた研修の充実化を図る。		事業進行課
その他	人権研修の開催と人権担当職員の配置		- 2章 - 1 2章 - 2 - (4) 3章 - 公権力と人権	人権教育推進室を設置する。 人権教育担当職員を配置する。 全職員を対象に人権研修を実施する。 人権教育担当職員及び職場研修委員を対象に研修会を実施する。	実施済み 平成16年度末の地方教育事務所の廃止に伴い人権教育担当職員を事務局に18人(生涯学習課7人、県立学校課2人、小中学校課8人、健康体育課1人)再配置した。 毎年実施。 毎年実施。		教育総務課
その他	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止		- 3章 - 1 - エ -	セクシュアル・ハラスメントの周知・啓発を進めるための研修及び相談を実施する。	セクシュアル・ハラスメントの防止に関する相談窓口を設置。 セクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修を時宜に応じて実施。		教育総務課
その他	高野・熊野ワールド Heritage-ジェンジャー-育成	4,197	2章 - 2 - (2) - イ	平成16年、「高野・熊野」が世界遺産として登録された。それを機に、県内の公立高校生のボランティア活動を展開している。	「高野・熊野」の価値を伝え、その保全に取り組む高校生を育成する。また、対象生徒による活動やスタディガイドブック作成により、地域歴史学習の充実を図る。		県立学校課

その他	高校生よみかたりボランティア	192	2章 - 2 - (2) - イ	近年の県内の児童生徒の学力の状況を把握する中で、また、16年に発表された文化審議会答申でも「これからの時代に求められる国語力」が示される中で、児童生徒の「国語力向上」を図る取組が喫緊の必要課題となった。 そこで、「国語力向上」のための柱となる「読書活動」推進のための取組として本事業を展開している。	小学生が本のよみかたり活動を通して高校生と交流することにより、読書活動を推進し、豊かな心を育む。また、高校生は、ボランティアとして活動する中で、その技術の取得とともに、低年齢の子どもたちに対する思いやりの心を培い、地域への愛着や誇りを抱く。		県立学校課
その他	人権教育研修講座の実施	-	2章 - 2 - (2) - イ 2章 - 2 - (4)	公立及び私立幼稚園、公立小・中学校及び県立学校(市立高校を含む)に勤務する教員を対象として人権教育研修を毎年実施している。	人権教育の現状と課題を明確にし、教員自らの認識を高め、人権教育についての実践的指導力の向上を図る。		教育センター 学びの丘
その他	「幼稚園等新規採用教員研修園外研修における人権教育の実施」			公立及び私立幼稚園等に勤務する新規採用教員研修園外研修の一環として、毎年実施している。	幼稚園における人権教育の現状と課題を明らかにし、教員自らの認識を高め、人権教育についての実践的指導力の向上を図る。		教育センター 学びの丘
その他	「初任者研修7月研修(宿泊研修)における人権教育の実施」			公立小・中学校及び県立学校に勤務する初任者研修の一環として毎年実施している。	人権教育の現状と課題を明らかにし、教員自らの認識を高め、人権教育についての実践的指導力の向上を図る。		教育センター 学びの丘
その他	「5年経験者研修における人権教育の実施」			公立小・中学校及び県立学校に勤務する5年経験者研修の一環として毎年実施している。	人権教育について理解を深め、教員としての資質及び実践的指導力の向上を図る。		教育センター 学びの丘

その他	<p>「10年経験者研修 選択研修2における 人権教育の実施」</p> <p>「10年経験者研修 における選択研修4 (教育センター学び の丘が実施する専 門研修講座の中か ら指定するもの)人 権教育研修講座」</p> <p>「10年経験者研修 における選択研修5 (県(市町村)教育委 員会及び県が実施 するものの中から指 定するもの)」</p>			<p>公立小・中学校及び県立学校 に勤務する10年経験者研修の 一環として毎年実施している。今 年は選択研修2、選択研修4及 び選択研修5として指定し、選択 させる。</p>	<p>人権教育の現状と課題を明ら かにし、教員自らの認識を高 め、人権教育についての実践的 指導力の向上を図る。</p>		<p>教育センター 学びの丘</p>
その他	警察職員研修	-	<p>2章 - 1 2章 - 2 - (4) 3章 - 公権力と人権</p>	<p>部外講師による職員研修につ いては、警察本部及び警察署と も年間1回開催している。 部内研修については、全員会 議等において、都度、幹部によ る人権に関する教養を実施して いる。 今後、研修内容については、 全員参加型の検討会方式も多く 取り入れるなど創意工夫してい く。</p>	<p>警察本部及び警察署において は、年間1回以上部外講師によ る研修を実施するとともに、部内 講師による研修も都度実施して いく。</p>		<p>警察本部 教養課</p>
その他	県警察学校教養	-	<p>2章 - 1 2章 - 2 - (4) 3章 - 公権力と人権</p>	<p>部外講師による教官・初任科 生を対象とした研修を1回実施し ている。 各専科生に対しては、部内講 師による研修を実施している。</p>	<p>部外講師による教官及び初任 科生を対象とした研修を年間2 回実施する予定にしている。 また、部内講師による専科生 に対する研修は、各専科等のカ リキュラムに必ず1時限(80分) 組み入れ実施していく。</p>		<p>警察本部 教養課</p>